

## 目 次

会期日程表 .....	1
陳情文書表 .....	3
請願文書表 .....	3
第 1 号 (9月11日)	
開会、散会の日時 .....	5
出席議員 .....	5
欠席議員 .....	5
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に参加した者の職・氏名 .....	5
事務局出席者 .....	5
議事日程 .....	6
開会及び開議の宣告 .....	8
会議録署名議員の指名 .....	8
会期の決定 .....	8
諸般の報告 .....	8
行政報告 .....	8
諮問第1号の上程、説明 .....	9
議案第37号の上程、説明 .....	9
同意第2号～同意第6号の一括上程、説明 .....	10
議案第38号の上程、説明 .....	11
議案第39号の上程、説明 .....	12
議案第40号の上程、説明 .....	13
議案第41号の上程、説明 .....	13
議案第42号の上程、説明 .....	14
議案第43号の上程、説明 .....	15
議案第44号の上程、説明 .....	15
議案第45号の上程、説明 .....	16
議案第46号の上程、説明 .....	17
議案第47号の上程、説明 .....	18
議案第48号の上程、説明 .....	19
議案第49号の上程、説明 .....	19
認定第1号の上程、説明 .....	20
認定第2号の上程、説明 .....	21
認定第3号の上程、説明 .....	22
認定第4号の上程、説明 .....	23
認定第5号の上程、説明 .....	24

認定第6号の上程、説明	24
報告第10号の上程、報告	24
報告第11号の上程、報告	25
報告第12号の上程、報告	25
報告第13号の上程、報告	26
報告第14号の上程、報告	27
散会の宣告	28

## 第2号(9月14日)

開議、散会の日時	29
出席議員	29
欠席議員	29
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	29
事務局出席者	29
議事日程	30
開議の宣告	31
一般質問	31
宮城 貢 議員	31
吉浜 覚 議員	37
友寄 景善 議員	46
大城 佐一 議員	51
宮城 良治 議員	55
大山 美佐子 議員	56
散会の宣告	58

## 第3号(9月15日)

開議、散会の日時	59
出席議員	59
欠席議員	59
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	59
事務局出席者	59
議事日程	60
開議の宣告	62
諮問第1号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	62
議案第37号の質疑、委員会付託	63
同意第2号～同意第6号の一括質疑、委員会付託	63
議案第38号の質疑、委員会付託	64
議案第39号の質疑、委員会付託	64

議案第40号の質疑、委員会付託	66
議案第41号の質疑、委員会付託	66
議案第42号の質疑、委員会付託	66
議案第43号の質疑、委員会付託	68
議案第44号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	68
議案第45号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	68
議案第46号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	70
議案第47号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	70
議案第48号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	71
議案第49号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	72
議案第50号の上程、説明、質疑、委員会付託	72
認定第1号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	73
認定第2号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	75
認定第3号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	76
認定第4号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	76
認定第5号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	76
認定第6号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	77
諸般の報告	78
散会の宣告	78

#### 第 4 号 (9月23日)

開議、散会の日時	79
出席議員	79
欠席議員	79
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	79
事務局出席者	79
議事日程	80
開議の宣告	82
議案第37号、同意第2号～同意第6号、議案第50号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	82
議案第38号～議案第43号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	86
議案第45号～議案第47号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	90
議案第44号、認定第1号～認定第6号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	92
請願第1号～請願第5号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	98
意見案第5号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	102
閉会の宣告	103
署名議員	104

令和 2 年第 6 回定例会会議録  
(会期日程表)

開会 令和 2 年 9 月 11 日  
会期 13 日間  
閉会 令和 2 年 9 月 23 日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
9 月 11 日	金	本会議	午前 10 時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・村長行政報告・議案提案説明・報告 5 件
9 月 12 日	土	休 会		
9 月 13 日	日	休 会		
9 月 14 日	月	本会議	午前 10 時	一般質問
9 月 15 日	火	本会議	午前 10 時	諮問第 1 号質疑、委員会付託省略（即決） 議案第 37 号質疑、経済建設常任委員会付託 同意第 2 号～同意第 6 号質疑、経済建設常任委員会付託 議案第 38 号～第 43 号質疑、総務常任委員会付託 議案第 44 号質疑、決算審査特別委員会付託 議案第 45 号～第 47 号質疑、予算審査特別委員会付託 議案第 48 号及び第 49 号質疑、委員会付託省略（即決） 議案第 50 号議案説明、質疑、経済建設常任委員会付託 認定第 1 号～第 6 号質疑、決算審査特別委員会付託
		委員会	午後 1 時 30 分	議案第 37 号、議案第 50 号経済建設常任委員会 （説明～採決） 同意第 2 号～同意第 6 号質疑、経済建設常任委員会 （説明～採決）
9 月 16 日	水	委員会	午前 10 時	議案第 38 号～第 43 号総務常任委員会（説明～採決） 請願第 1 号～第 5 号総務常任委員会（検討～採決）
		委員会	午後 1 時 30 分	議案第 45 号～第 47 号予算審査特別委員会 （説明～採決）
9 月 17 日	木	委員会	午前 10 時	議案第 44 号、認定第 1 号～第 6 号決算審査特別委員会 （説明～検討）
9 月 18 日	金	委員会	午前 10 時	議案第 44 号、認定第 1 号～第 6 号決算審査特別委員会 （検討～採決）
		委員会	午後 1 時 30 分	議会基本条例調査特別委員会
9 月 19 日	土	休 会		
9 月 20 日	日	休 会		

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
9月21日	月	休 会		敬老の日
9月22日	火	休 会		秋分の日
9月23日	水	本会議	午後2時	議案第37号、第50号及び同意第2号～第6号経済建設 常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第38号～第43号総務常任委員会委員長報告、質 疑、討論、表決 議案第45号～第47号予算審査特別委員会委員長報告、 質疑、討論、表決 議案第44号、認定第1号～第6号決算審査特別委員会 委員長報告、質疑、討論、表決 請願第1号～請願第5号総務常任委員会委員長報告、 質疑、討論、表決 意見案等の処理（閉会）

会期日数 13日間 本会議日数 4日間 委員会日数 4日間 休会日数 6日間

陳 情 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件 名	陳情者氏名	付託委員会
7	令和2年8月31日	日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める意見書の提出を求める陳情	原水爆禁止 沖縄県協議会 事務局長 佐事 安夫	議員配布
8	令和2年9月4日	日常生活用具給付等事業（紙おむつ）の給付要件の緩和・大宜味村に対する支援要請に関する陳情	沖縄県自閉症協会 会長 玉那覇 仰	議員配布

請 願 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件 名	請願者の住所 及び氏名	紹介議員 氏名	付託委員会
1	令和2年9月3日	過度な競争になっている「学力推進運動」を改め、子どもたちに豊かな教育を求める請願	名護市大中1丁目 1番9号 沖縄県教職員組合 国頭支部 執行委員長 銘苺 満	吉浜 覚	総務常任委員会
2	令和2年9月3日	学校教職員の労働環境の改善を求める請願	名護市大中1丁目 1番9号 沖縄県教職員組合 国頭支部 執行委員長 銘苺 満	吉浜 覚	総務常任委員会
3	令和2年9月3日	学校における「集団フッ化物洗口」を導入しないことを求める請願	名護市大中1丁目 1番9号 沖縄県教職員組合 国頭支部 執行委員長 銘苺 満	吉浜 覚	総務常任委員会

受理 番号	受理年月日	件 名	請願者の住所 及び氏名	紹介議員 氏名	付託委員会
4	令和2年9月3日	「1年単位の変形労働 時間制」を導入しない ことを求める請願	名護市大中1丁目 1番9号 沖縄県教職員組合 国頭支部 執行委員長 銘苺 満	吉浜 覚	総務常任委員会
5	令和2年9月3日	義務教育費国庫負担制 度に関する請願	名護市大中1丁目 1番9号 沖縄県教職員組合 国頭支部 執行委員長 銘苺 満	吉浜 覚	総務常任委員会

## 令和2年第6回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 令和2年9月11日

### 1. 開会、散会の日時

開 会 (令和2年9月11日 午前10時00分)

散 会 (令和2年9月11日 午前11時32分)

### 2. 出席議員 (9名)

1 番議員 大 城 佐 一

7 番議員 宮 城 貢

2 番議員 宮 城 良 治

8 番議員 吉 浜 覚

4 番議員 友 寄 景 善

9 番議員 安 里 重 和

5 番議員 大 山 美佐子

10番議員 平 良 嗣 男

6 番議員 大 城 邦 彦

### 3. 欠席議員 (1名)

3 番議員 仲井間 宗 利

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 教 育 長 米 須 邦 雄

副 村 長 島 袋 幸 俊 教 育 課 長 宮 城 豊

総 務 課 長 知 念 和 史 農 業 委 員 会 事 務 局 長 花 田 義 徳

財 務 課 長 真 喜 志 亮 監 査 事 務 局 長 大 嶺 実

住 民 福 祉 課 長 佐 久 川 紀 亮 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 知 念 和 史

企 画 観 光 課 長 兼  
プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長 福 地 亮

産 業 振 興 課 長 花 田 義 徳

建 設 環 境 課 長 新 城 寛

会 計 課 長 宮 城 敦

### 5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 任 前 田 望



6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5	諮問 第1号	人権擁護委員の候補者の推薦について	提案説明
6	議案 第37号	大宜味村農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を少なくとも4分の1とすることについて	提案説明
7	同意 第2号	農業委員会委員の任命について	提案説明
8	同意 第3号	農業委員会委員の任命について	提案説明
9	同意 第4号	農業委員会委員の任命について	提案説明
10	同意 第5号	農業委員会委員の任命について	提案説明
11	同意 第6号	農業委員会委員の任命について	提案説明
12	議案 第38号	北部広域市町村圏事務組合同規約の一部変更について	提案説明
13	議案 第39号	大宜味村新型コロナウイルス感染症対策基金条例	提案説明
14	議案 第40号	大宜味村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
15	議案 第41号	大宜味村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
16	議案 第42号	債権の放棄について	提案説明
17	議案 第43号	債権の放棄について（株式会社ブルーオーシャンズ）	提案説明
18	議案 第44号	令和元年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	提案説明
19	議案 第45号	令和2年度大宜味村一般会計補正予算（第4号）	提案説明

日程番号	事件番号	件名	摘要
20	議案第46号	令和2年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	提案説明
21	議案第47号	令和2年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	提案説明
22	議案第48号	令和2年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	提案説明
23	議案第49号	令和2年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	提案説明
24	認定第1号	令和元年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	提案説明
25	認定第2号	令和元年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	提案説明
26	認定第3号	令和元年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	提案説明
27	認定第4号	令和元年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	提案説明
28	認定第5号	令和元年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	提案説明
29	認定第6号	令和元年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定について	提案説明
30	報告第10号	令和元年度沖縄県町村土地開発公社決算報告について	報告
31	報告第11号	令和元年度決算に基づく健全化判断比率について	報告
32	報告第12号	令和元年度決算に基づく資金不足比率について	報告
33	報告第13号	がんじゅうおおぎみの策定について	報告
34	報告第14号	第2期大宜味村子ども・子育て支援事業計画の策定について	報告

---

### ◎開会及び開議の宣告

- 議長（平良嗣男） 起立、礼。おはようございます。  
ただいまから令和2年第6回大宜味村議会定例会を開会します。  
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

### ◎会議録署名議員の指名

- 議長（平良嗣男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番 友寄景善議員及び5番 大山美佐子議員を指名します。
- 

### ◎会期の決定

- 議長（平良嗣男） 日程第2 会期の決定を議題にします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月23日までの13日間にしたいと思います。  
御異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。  
したがって会期は、本日から9月23日までの13日間に決定しました。
- 

### ◎諸般の報告

- 議長（平良嗣男） 日程第3 諸般の報告を行います。  
本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。  
本定例会までに受理した陳情及び請願は、お手元に配りました陳情及び請願文書表のとおりです。請願は、総務常任委員会に付託しましたから報告します。  
次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。  
次に議長の会議等の報告については、お手元に報告書を配付していますので、お目通しください。  
これで諸般の報告を終わります。
- 

### ◎行政報告

- 議長（平良嗣男） 日程第4 行政報告を行います。  
村長から行政報告の申出がありました。これを許します。村長。  
(宮城功光村長 登壇)
- 村長（宮城功光） おはようございます。  
それでは、6月以降の行政報告を申し上げます。  
新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、本村においては行事や事業の中止や規模の縮小を行って

ます。また、本村では感染者が5名発生し、現在ほとんど回復しているとの情報を聞いております。今後、感染者を出さないための対策を行っていきます。

それからコロナウイルスによる経済的影響を支援するため、国の補正予算を活用し、村民や事業所に対する支援の補正予算を計上していますのでよろしく願いいたします。

6月23日、県慰霊祭に参列をいたしました。

また6月29日に第1回の村観光協会の定期総会に出席し、激励をしてきました。

7月8日に令和2年度の村公共工事の説明を行っております。

また7月20日には県町村会総会、28日には北部市町村会総会に参加をしてきました。

8月14日には北部広域のコロナ対策会議に参加しました。

9月3日に公立北部医療センター整備協議会があり、令和6年度の開院を目指し、今年度で基本計画の策定をまとめることを決定されました。

その他につきましてはスケジュール表を御参照願います。

なお、発注しました公共工事の入札結果表を配付しているので御参照願います。

以上で行政報告を終わります。

○ 議長（平良嗣男） これで行政報告を終わります。

---

#### ◎諮問第1号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、意見を求める。

住 所 沖縄県国頭郡大宜味村字津波1263番地

氏 名 山城 豊

昭和56年7月1日生

令和2年9月11日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

現在、人権擁護委員に1名欠員が生じており、人格、識見とも優れ、また教育の実績にも通じている山城豊氏を新たに推薦するに当たり議会の意見を求める。

履歴書等、経歴書を添付してございますので御参照願いたいと思います。よろしく願いします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎議案第37号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第6 議案第37号 大宜味村農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を少なくとも4分の1とすることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 議案第37号 大宜味村農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を少なくとも4分の1とすることについて

大宜味村農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を少なくとも4分の1としたいので、議会の同意を求める。

令和2年9月11日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合において、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第5項ただし書及び農業委員会等に関する法律施行規則(昭和26年農林省令第23号)第2条第2号の規定により、議会の同意を得る必要があるため、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長のほうから説明をいたします。

○ 議長(平良嗣男) 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

(花田義徳産業振興課長兼農業委員会事務局長 登壇)

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長(花田義徳) それでは私のほうで説明させていただきます。

今回、委員定数5名に対して7名申込者がありました。その中で、認定農業者等及び農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号のイからヌまでに掲げる者が2名しかいなく、委員の過半数を占めておらず、同条第2号の規定により割合を少なくとも4分の1にする必要性があるため、議会の同意を求めます。

詳細につきましては、委員会で説明させていただきますのでよろしく願いいたします。

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎同意第2号～同意第6号の一括上程、説明

○ 議長(平良嗣男) 日程第7 同意第2号 農業委員会委員の任命について、日程第8 同意第3号 農業委員会委員の任命について、日程第9 同意第4号 農業委員会委員の任命について、日程第10 同意第5号 農業委員会委員の任命について及び日程第11 同意第6号 農業委員会委員の任命についてを一括して議題とします。

村長に申し上げます。一括議題としていきますので、同意第2号は全文を読み上げていただき、同意第3号から同意第6号までは同意番号と件名、住所、氏名、生年月日のみを読み上げてください。

各同意について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 同意第2号から同意第6号まで一括で提案をさせていただきます。

同意第2号 農業委員会委員の任命について

大宜味村農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

住 所 大宜味村字饒波1928番地1、村営饒波団地3棟1号

氏 名 山内 典貴

昭和49年4月14日生

令和2年9月11日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

任期が令和2年9月30日で満了となることに伴い、任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

続きまして、同意第3号 農業委員会委員の任命について。

住 所 大宜味村字田港76番地

氏 名 松本 政隆

昭和61年3月30日生

続きまして、同意第4号 農業委員会委員の任命について。

住 所 大宜味村字塩屋701番地

氏 名 宮城 丈也

昭和31年6月5日生

続きまして、同意第5号 農業委員会委員の任命について。

住 所 大宜味村字津波420番地 村営渡海団地5棟4号

氏 名 眞喜志 条治

昭和55年10月14日生

最後になります、同意第6号 農業委員会委員の任命について。

住 所 大宜味村字謝名城153番地

氏 名 大城 武

昭和33年10月20日生

内容につきましては、担当課長のほうから説明をいたします。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

（花田義徳産業振興課長兼農業委員会事務局長 登壇）

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（花田義徳） それでは私のほうで説明させていただきます。

同意第2号の山内典貴氏と同意第3号の松本政隆氏の2名は、議案第37号で説明させていただいた認定農業者で、議会の同意を得てですが、割合を少なくとも4分の1にする必要性があります。

同意第4号の宮城丈也氏は、法第8条第6項に規定する中立的立場にあるもので含まれるようにしなければなりません。

同意第5号の眞喜志条治氏と同意第6号の大城 武氏については、地域性を考慮しております。

詳細につきましては、委員会で説明させていただきますのでよろしく願いいたします。

資料として、履歴書等を添付していますので御参照のほうをよろしく願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

---

◎議案第38号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第12 議案第38号 北部広域市町村圏事務組合規約の一部変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

- 村長(宮城功光) 議案第38号 北部広域市町村圏事務組合理約の一部変更について  
上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年9月11日提出  
大宜味村長 宮城功光

北部広域市町村圏事務組合理約の一部を変更する規約

北部広域市町村圏事務組合理約(平成4年県指令総第731号)の一部を次のように変更する。

第12条第5項中「第15号」を「に規定する事務に係る経費」に、「負担割合は」を「負担割合を新たに定める必要がある場合は」に改める。

附則

この規約は、組合を組織する市町村の協議の整った日から施行する。

提案理由

新たに実施する北部振興事業に要する経費の支弁方法について定める必要があるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第2項の規定に基づき、北部広域市町村圏事務組合理約を変更することについて協議するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

- 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎議案第39号の上程、説明

- 議長(平良嗣男) 日程第13 議案第39号 大宜味村新型コロナウイルス感染症対策基金条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

- 村長(宮城功光) 議案第39号 大宜味村新型コロナウイルス感染症対策基金条例  
上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和2年9月11日提出  
大宜味村長 宮城功光

提案理由

新型コロナウイルス感染症対策に関する経費の財源に充てるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定により、条例を定める必要があるため、この案を提出する。

内容につきましては、担当課長から説明いたします。

- 議長(平良嗣男) 財務課長。

(真喜志 亮財務課長 登壇)

- 財務課長(真喜志 亮) それでは議案第39号について補足説明いたします。

この基金は、新型コロナウイルス感染症対策に関する経費の財源に充てるため設置するものです。

施行期日として、公布の日からとなっております。

なお、この基金の要件として令和4年度末までに廃止することとなっておりますので、附則の2項において令和5年3月31日をこの条例の失効期日としております。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。
- 

◎議案第40号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第14 議案第40号 大宜味村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第40号 大宜味村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年9月11日提出

大宜味村長 宮城功光

大宜味村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

大宜味村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例（平成7年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「1月から6月」を「1月から10月」に改める。

第6条第1項中「8月1日から翌年の7月31日」を「11月1日から翌年の10月31日」に改め、同項ただし書中「7月31日」を「10月31日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年7月1日から適用する。

提案理由

沖縄県母子及び父子家庭等医療費助成事業実施要綱の一部改正に伴い、大宜味村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出します。

内容については、委員会での審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。
- 

◎議案第41号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第15 議案第41号 大宜味村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第41号 大宜味村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年9月11日提出

大宜味村長 宮城功光



大宜味村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大宜味村営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年条例第10号）の一部を次のように改正する。  
第10条第1項第1号及び第3項中「保証人」を「連帯保証人」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

提案理由

民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）の施行に伴い、本条例を整備する必要があるため、この案を提出する。

なお、詳しい内容については委員会のほうで説明させたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎議案第42号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第16 議案第42号 債権の放棄についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第42号 債権の放棄について

次のとおり債権を放棄する。

1、放棄する債権、公営住宅使用料、簡易水道使用料、給食費徴収金

2、放棄する債権額等、（1）件数が348件、（2）債権額342万2,571円

3、放棄の理由、民法上の時効後長年経過している債権や所在不明等のため、回収不能債権であるため。

令和2年9月11日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

上記債権を放棄したいため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

内容につきましては、課長から説明をいたします。

○ 議長（平良嗣男） 財務課長。

（真喜志 亮財務課長 登壇）

○ 財務課長（真喜志 亮） それでは議案第42号の補足説明いたします。

平成29年5月26日に民法の一部を改正する法律が成立し、令和2年4月1日から施行されたことに伴い、債権の消滅時効の改正が行われました。

本村で抱えていた使用料といった私債権については、既に時効を迎えた債権があることから、今回の民法改正に合わせて、時効を迎え10年を経過している債権や生活保護、所在不明等といった回収不能債権について放棄する提案となっております。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

---

◎議案第43号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第17 議案第43号 債権の放棄について（株式会社ブルーオーシャンズ）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第43号 債権の放棄について（株式会社ブルーオーシャンズ）次のとおり債権を放棄する。

1、放棄する債権、（1）一般会計、大宜味村企業支援賃貸工場使用料84万4,000円、企業支援施設明渡損害金599万2,400円。（2）大宜味村簡易水道事業特別会計、簡易水道使用料4,113円。（3）大宜味村公共下水道事業特別会計、公共下水道使用料3,812円。（4）大宜味村工業用水道事業会計、工業用水道使用料9万6,800円、消火ポンプ施設管理費2万6,264円、消火ポンプ施設管理費損害金19万6,980円。

2、債務者、大宜味村企業支援賃貸工場A棟1号室入居者、契約期間（平成25年5月13日から平成29年3月14日）、株式会社ブルーオーシャンズ、沖縄県国頭郡大宜味村字塩屋1306-71。

3、放棄する債権額716万4,369円。

4、放棄の理由、債務者が平成29年3月退去後、会社としての実態が無く、債権を回収できる見込みがないため。

令和2年9月11日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

上記債権を放棄したいため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

委員会で詳しい説明も、また審議の中でお願いします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

---

◎議案第44号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第18 議案第44号 令和元年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第44号 令和元年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和元年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金を別紙のとおり処分したいので、議会の議決を求める。

令和2年9月11日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定に基づき、この案を提出する。

内容について、担当課長のほうから説明をいたします。

- 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。  
（福地 亮企画観光課長兼プロジェクト推進室長 登壇）
- 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） それでは説明させていただきます。

議案書の次のページをお開きください。

決算に基づく収益的収入488万3,973円から収益的支出303万3,305円を差し引いた純利益としての未処分利益剰余金185万668円のうちから、特定目的の積立金である減債積立金と利益積立金に各20万円を配分、建設改良積立金に142万8,138円、また2万2,530円を一般会計村負担金へ還付として利益剰余金を処分するものであります。

利益の処分については、地方公営企業法の規定により条例に定めるところ、議会の議決を得て行わなければならないため提案するものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎議案第45号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第19 議案第45号 令和2年度大宜味村一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第45号 令和2年度大宜味村一般会計補正予算（第4号）

令和2年度大宜味村の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,367万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億7,582万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和2年9月11日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、副村長のほうから説明いたします。

- 議長（平良嗣男） 副村長。  
（島袋幸俊副村長 登壇）
- 副村長（島袋幸俊） おはようございます。議案第45号、一般会計補正予算（第4号）の概要を説明します。

今回の予算の補正は、3億3,367万3,000円の増額補正となっております。

歳入の主な概要から説明します。予算書1ページをお開きください。

10款地方交付税8,276万4,000円の増額ですが、普通交付税決定に伴うものです。

14款国庫支出金6,599万8,000円の増額ですが、主に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金によるものです。

15款県支出金907万4,000円の増額ですが、主に沖縄振興特別推進交付金及び僻地児童生徒援助費補助金によるものです。

18款繰入金207万9,000円の増額ですが、財政調整基金繰入れによるものです。

19款繰越金1億2,703万2,000円の増額をしています。

20款諸収入378万9,000円の増額ですが、主に受託事業収入によるものです。

予算書、次のページをお開きください。

21款村債4,256万2,000円の増額ですが、主に過疎対策事業債及び臨時財政対策債によるものです。

以上が歳入の主な概要です。

続きまして、歳出の主な概要を説明します。予算書3ページをお開きください。

2款総務費1,386万9,000円の増額ですが、主なものとして、新庁舎整備事業委託料、戸籍附票関連システム整備委託料によるものです。

3款民生費1,595万4,000円の増額ですが、主なものとして、社会福祉費扶助費によるものです。

4款衛生費1,327万8,000円の増額ですが、主なものとして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、簡易水道事業特別会計繰出金によるものです。

8款土木費1,505万6,000円の増額ですが、道路橋梁費、単独事業委託料によるものです。

なお、6款農林水産業費、9款消防費、10款教育費の増については、主に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業によるものです。

予算書4ページをお開きください。

13款諸支出金6,792万円の増額ですが、主なものとして、財政調整基金及び財産形成基金費によるものです。

14款予備費1億4,088万7,000円の増額しております。

以上が歳出の主な概要です。

5ページには地方債の補正を記載しています。限度額2億8,610万円から4,256万2,000円増の3億2,866万2,000円となっております。

なお、詳細については、予算審査特別委員会で担当課長より説明させていただきます。

よろしく御審議のほどお願いします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎議案第46号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第20 議案第46号 令和2年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第46号 令和2年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）令和2年度大宜味村の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,351万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,323万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月11日提出

大宜味村長 宮城功光

内容については、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長(平良嗣男) 副村長。

(島袋幸俊副村長 登壇)

○ 副村長(島袋幸俊) 議案第46号 令和2年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を説明します。

4,351万1,000円の増額補正となっております。

歳入から説明します。予算書1ページをお開きください。

1款国民健康保険税263万2,000円の増については、本算定結果に基づく増となっております。

4款国庫支出金73万1,000円の増については、新型コロナウイルス感染症に係る保険税減収に対する補助金の増となっております。

9款繰越金3,999万3,000円の増については、令和元年度決算に基づく繰越金となっております。

続きまして、歳出について説明します。予算書は次のページをお開きください。

2款保険給付費126万1,000円の増については、出産育児一時金の増によるものです。

9款諸支出金774万円の増については、主に過年度分の交付金、実績確定に伴う返還金となっております。

予算審査委員会で課長より説明させますので、よろしく御審議のほどお願いします。

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎議案第47号の上程、説明

○ 議長(平良嗣男) 日程第21 議案第47号 令和2年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 議案第47号 令和2年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

令和2年度大宜味村の簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ651万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,349万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月11日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、歳入で繰入金が560万4,000円、繰越金が91万5,000円。

歳出で主に簡易水道事業管理費、需用費、修繕費で国道331号改良による水道管の修繕365万9,000円、委託費で塩屋大橋配水管腐食による取替えの設計業務286万円による補正となっております。

なお、詳細については、予算審査特別委員会で御説明させていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎議案第48号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第22 議案第48号 令和2年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第48号 令和2年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）令和2年度大宜味村の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,796万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月11日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、歳入で繰越金4万4,000円、歳出で予備費に同額の補正となっております。

以上で説明を終わりたいと思います。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎議案第49号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第23 議案第49号 令和2年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第49号 令和2年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）令和2年度大宜味村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,478万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、

「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月11日提出

大宜味村長 宮城功光

内容といたしましては、繰越金33万8,000円を増額し、予備費に同額を増額する補正となっております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

---

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

(午前10時45分)

---

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時55分)

---

#### ◎認定第1号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第24 認定第1号 令和元年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長（宮城功光） 認定第1号 令和元年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度大宜味村一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和2年9月11日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、副村長のほうから説明をさせます。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

(島袋幸俊副村長 登壇)

○ 副村長（島袋幸俊） それでは、認定第1号 令和元年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について、内容を御説明します。

内容の説明の前に、今回の認定提案に至る経過を簡単に御説明いたします。

令和2年7月6日に大宜味村会計管理者から村長宛てに令和元年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書が提出されました。

村長は、同日付で監査委員に対しまして、地方自治法第233条第2項の規定により審査を求めたところ、令和2年8月27日付で監査委員より一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査並びに定額資金運用基金運用状況調書審査意見書の提出がありました。地方自治法第233条第3項の規定により、今議会に令和元年度の決算認定をお願いするところであります。

では、内容を概略で説明いたします。

歳入の主な概要を款で御説明いたします。決算書1ページをお開きください。

1 款村税ですが、調定額 8 億 6,590 万 5,950 円に対しまして、収入済額 8 億 4,842 万 3,417 円となり、収納率で 98% となっております。なお、不納欠損額については 284 万 1,581 円となっております。

決算書 2 ページをお開きください。

14 款国庫支出金ですが、調定額 8 億 3,002 万 1,655 円に対しまして、収入済額 8 億 2,848 万 1,655 円となります。なお、79 万 4,000 円は翌年度へ繰越しとなっております。

15 款県支出金ですが、調定額 11 億 387 万 3,827 円に対しまして、収入済額 10 億 3,535 万 8,227 円となっております。なお、5,077 万 1,000 円は翌年度へ繰越しとなっております。

決算書 4 ページをお開きください。次に歳出の概要を主な款で説明します。

2 款総務費ですが、予算現額 5 億 5,925 万 1,000 円に対しまして、支出済額 5 億 364 万 6,653 円となっており、結の浜海浜整備基本計画策定業務外 1 件の繰越事業がありまして、執行率は 90.1% となっております。

3 款民生費ですが、予算現額 12 億 9,047 万 1,000 円に対しまして、支出済額 12 億 6,301 万 21 円となっており、子ども・子育て支援事業策定業務委託の繰越事業がありまして、執行率が 97.9% となっております。

4 款衛生費ですが、予算現額 3 億 2,549 万 3,000 円に対しまして、支出済額 3 億 977 万 232 円となっており、母子保健情報システム改修委託料の繰越事業がありまして、執行率は 95.2% となっております。

7 款商工費ですが、予算現額 10 億 3,788 万 6,000 円に対しまして、支出済額 9 億 7,901 万 449 円となっており、第二次観光振興計画と業務委託の繰越事業がありまして、執行率が 94.3% となっております。

8 款土木費ですが、予算現額 4 億 8,030 万円に対しまして、支出済額 4 億 625 万 4,537 円となっており、社会資本整備事業委託の繰越事業がありまして、執行率が 84.6% となっております。

決算書、下のページです。

10 款教育費ですが、予算現額 2 億 8,383 万 8,000 円に対しまして、支出済額 2 億 5,401 万 6,023 円となっており、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業の繰越事業がありまして、執行率は 89.5% となっております。

11 款災害復旧費ですが、予算現額 9,507 万 3,000 円に対しまして、支出済額 8,711 万 8,737 円となっており、公共土木施設災害復旧事業費外 1 件の繰越事業がありまして、執行率が 91.6% となっております。

決算書 65 ページをお開きください。

実質収支に関する調書です。歳入総額 53 億 8,173 万 9,236 円、歳出総額 50 億 9,862 万 7,879 円となり、翌年度へ繰り越すべき財源として 4,007 万 9,000 円がありまして、実質収支額は 2 億 4,303 万 2,357 円となっております。

以上で説明を終わりますが、詳細につきましては、決算審査特別委員会で担当課長より説明いたします。御審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

---

### ◎認定第 2 号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第 25 認定第 2 号 令和元年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。



(宮城功光村長 登壇)

- 村長(宮城功光) 認定第2号 令和元年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和元年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和2年9月11日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、副村長のほうから申し上げます。

- 議長(平良嗣男) 副村長。

(島袋幸俊副村長 登壇)

- 副村長(島袋幸俊) 認定第2号 令和元年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、内容を御説明いたします。

決算書1ページをお開きください。歳入の主な概要を説明します。

1款国民健康保険税ですが、調定額6,461万999円に対しまして、収入済額5,757万8,683円で、収納率89.1%となっております。なお、113万8,700円を不納欠損としております。

1款国民健康保険税以外の款においては、調定額と同額収入済額となっております。

決算書2ページをお開きください。歳出の主な内容を説明します。

1款総務費については、予算現額651万1,000円に対しまして、支出済額612万9,902円、執行率94.1%となっております。

2款保険給付費、3款国民健康保険事業費納付金、6款保健事業費、9款諸支出金においては、執行率が96%以上となっております。

決算書18ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額4億7,143万5,825円、歳出総額4億2,844万2,710円、歳入歳出差引額4,299万3,115円となり、実質収支額も同額となっております。

詳細につきましては、決算審査特別委員会で担当課長より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

---

### ◎認定第3号の上程、説明

- 議長(平良嗣男) 日程第26 認定第3号 令和元年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

- 村長(宮城功光) 認定第3号 令和元年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和元年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和2年9月11日提出  
大宜味村長 宮城功光

内容については、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） では、認定第3号 令和元年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、内容を説明します。

決算書1ページをお開きください。歳入の主な内容を説明します。

1款使用料及び手数料ですが、調定額7,440万2,161円に対しまして、収入済額7,318万2,843円で、収納率は98.4%となっております。

1款使用料及び手数料以外の款においては、調定額と同額収入済額となっております。

決算書2ページをお開きください。歳出の主な内容を説明します。

1款簡易水道総務費については、予算現額9,068万円に対しまして、支出済額8,659万7,782円、執行率95.5%となっております。

2款簡易水道事業費については、予算現額4,589万4,000円に対しまして、支出済額4,523万7,164円、執行率98.6%となっております。

決算書7ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額1億8,527万1,225円、歳出総額1億7,685万5,572円、歳入歳出差引額841万5,653円となり、実質収支額も同額となっております。

詳細につきましては、決算審査特別委員会で担当課長より説明させていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎認定第4号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第27 認定第4号 令和元年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 認定第4号 令和元年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和2年9月11日提出  
大宜味村長 宮城功光

決算書の6ページをお開き願いたいと思います。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額3,701万8,705円、歳出総額3,597万3,773円、歳入歳出差引額104万4,932円となり、実質収支額も同額となっております。

詳細については、決算審査特別委員会で担当課長より説明させていただきますので、御審議のほどよ

ろしく願います。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

---

◎認定第5号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第28 認定第5号 令和元年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 認定第5号 令和元年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和2年9月11日提出

大宜味村長 宮城功光

決算書の6ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額3,493万5,516円、歳出総額3,439万7,258円、歳入歳出差引額53万8,258円となり、実質収支額も同額となっております。

なお、詳細については、決算審査特別委員会で担当課長より説明させていただきますので、御審議のほどよろしく願います。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

---

◎認定第6号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第29 認定第6号 令和元年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 認定第6号 令和元年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和元年度大宜味村工業用水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和2年9月11日提出

大宜味村長 宮城功光

なお、詳しい内容については、決算審査特別委員会で説明させたいと思います。よろしく願います。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

---

◎報告第10号の上程、報告

○ 議長（平良嗣男） 日程第30 報告第10号 令和元年度沖縄県町村土地開発公社決算報告についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

- 村長(宮城功光) 報告第10号 令和元年度沖縄県町村土地開発公社決算報告について  
地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、令和元年度沖縄県町村土地開発公社決算を別紙のとおり報告する。

令和2年9月11日提出

大宜味村長 宮城功光

よろしく申し上げます。

- 議長(平良嗣男) これで報告を終わります。
- 

#### ◎報告第11号の上程、報告

- 議長(平良嗣男) 日程第31 報告第11号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

- 村長(宮城功光) 報告第11号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率について  
令和元年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の健全化判断比率について、同項の規定により、下記のとおり4つの指標はいずれも早期健全化基準以下であることを報告する。

令和2年9月11日提出

大宜味村長 宮城功光

よろしく申し上げます。

- 議長(平良嗣男) これで報告を終わります。
- 

#### ◎報告第12号の上程、報告

- 議長(平良嗣男) 日程第32 報告第12号 令和元年度決算に基づく資金不足比率についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

- 村長(宮城功光) 報告第12号 令和元年度決算に基づく資金不足比率について  
令和元年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第2項の資金不足比率について、同条第1項の規定により、下記のとおり経営健全化基準以下であることを報告する。

令和2年9月11日提出

大宜味村長 宮城功光

よろしく申し上げます。

- 議長(平良嗣男) これで報告を終わります。
-

### ◎報告第13号の上程、報告

- 議長（平良嗣男） 日程第33 報告第13号 がんじゅうおおぎみの策定についてを議題とします。報告を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 報告第13号 がんじゅうおおぎみの策定について

がんじゅうおおぎみを別紙のとおり策定したので、大宜味村議会の議決すべき事件を定める条例（平成26年条例第24号）第4条の規定により報告する。

令和2年9月11日提出

大宜味村長 宮城功光

内容について、担当課長のほうから説明させたいと思います。よろしくお祈いします。

- 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

（佐久川紀亮住民福祉課長 登壇）

- 住民福祉課長（佐久川紀亮） それでは計画の概要のほうを私のほうから説明いたします。

お配りしております、こちらのがんじゅうおおぎみの冊子を御覧ください。

本計画は、村民一人一人が自らの健康に関心を持ち、主体的に健康づくりに取り組むとともに、健康長寿で自分らしく生き生きと暮らし、自立かつ生きがいに満ちた人生を送れるような村づくりをめざして、「健康大宜味21計画（第二次）」と「食育推進計画」及び「自殺対策計画」を一体的に策定いたしました。なお、この3計画を総称して「がんじゅうおおぎみ」～めざせ健康長寿世界一～としています。

構成としては、目次のとおり第1編から第4編までの4編構成となっております。

1ページから7ページの第1編においては、計画の策定にあたってといたしまして、計画策定の背景と趣旨等を掲載するとともに、計画期間を令和2年度から令和6年度までの5年間といたしております。

なお、3計画とも、国や県の上位機関計画及び大宜味村第5次総合計画や村の各種関連計画との整合を図り、計画を策定しており、各編とも第1章の「現状と課題」、第2章の「基本理念と基本目標」、第3章の「施策の展開」、第4章の「計画の推進」の4章構成としております。

それでは、第2編の健康大宜味21計画（第二次）について、内容を説明します。

32ページをお開きください。

健康大宜味21計画（第二次）においては、「いくつになっても健やかで自分らしく生きがいを持って生き生き暮らせる里おおぎみ」を基本理念とし、生活習慣の改善や、生活習慣病の早期発見と重症化の予防、生涯を通じた健康づくり、健康を支え・守るための社会環境の整備等に取り組み、結果として、健康長寿で自分らしく生き生きと暮らし、自立かつ生きがいに満ちた人生を送れるような村づくりを目指します。

また、基本理念の実現に向けた本計画の全体目標として、「健康寿命の延伸」と「早世の予防」の2つを掲げ、その達成のため、「生活習慣の改善」、「生活習慣病の早期発見と発症・重症化予防」、「生涯を通じた健康づくり」、「健康を支え、守る社会環境整備」の4つを基本目標に掲げ計画を推進していきます。

次に、第3編の食育推進計画について、内容を説明します。

85ページをお開きください。

食育推進計画においては、「豊かな食生活を通して健康と文化をはぐくみ、活力ある大宜味の創出」

を基本理念とし、村民一人一人が「食」の大切さを理解し、豊かな食習慣と食文化を育み豊かな生活を送ることで、生涯にわたって健全な心身を培い、結果として、「健康長寿」で活力ある生きがいに満ちた人生を送れるような村づくりを目指します。

また、基本理念の実現に向け、「食による健康づくりと食の安全推進」、「豊かな食習慣と食文化の継承」、「食を支える産業の育成と環境づくり推進」の3つを基本目標に掲げ計画を推進していきます。

最後に、第4編の自殺対策計画について、内容を説明します。

103ページをお開きください。

自殺対策計画については、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、「生きることの包括的な支援と推進」、「関連施策との有機的な連携強化」、「対応の段階に応じた対策の推進」、「実践と啓発を両輪とする対策の推進」、「役割の明確化と連携・協働の推進」の5つを基本方針に掲げ、すべての村民が幸せな生活が送れるよう自殺対策に取り組むこととしております。

以上で、概要説明を終わります。

○ 議長（平良嗣男） これで報告を終わります。

---

#### ◎報告第14号の上程、報告

○ 議長（平良嗣男） 日程第34 報告第14号 第2期大宜味村子ども・子育て支援事業計画の策定についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 報告第14号 第2期大宜味村子ども・子育て支援事業計画の策定について 第2期大宜味村子ども・子育て支援事業計画を別紙のとおり策定したので、大宜味村議会の議決すべき事件を定める条例（平成26年条例第24号）第4条の規定により報告する。

令和2年9月11日提出

大宜味村長 宮城功光

内容については、担当課長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

（佐久川紀亮住民福祉課長 登壇）

○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） それでは私のほうから計画の内容を説明いたします。

こちらの冊子を御準備お願いいたします。

第2期大宜味村子ども・子育て支援事業計画の御説明です。

本計画は目次のとおり第1章から第6章までの構成といたしております。

1ページから5ページの第1章においては、計画の策定にあたってといたしまして、計画策定の背景と趣旨等を掲載するとともに、計画期間を令和2年度から令和6年度までの5年間といたしております。

本計画は子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する支援事業計画でございます。次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定する市町村行動計画の内容を一部引き継いだものとなっております、現計画が令和元年度をもって期間満了となることから、第2期計画として策定するものでございます。

策定にあたっては、大宜味村子ども・子育て会議において慎重に検討・協議を重ね、子ども・子育て支援法に基づく基本指針及び次世代育成支援行動計画策定指針を踏まえ、県の子育て条例行動計画や、

村の上位計画である大宜味村第5次総合計画及び村の各種関連計画との整合性を図り、取り組みを推進するものとしたしております。

6ページから24ページの第2章におきましては、大宜味村の子どもと家庭を取り巻く状況と課題として、統計資料から見た現状とニーズ調査結果の概要を掲載いたしております。

25ページの第3章におきましては、計画の基本的な考え方として、全基本計画の基本理念を継承し「次代へともにきらきらいきいき笑顔の大宜味村」とし、「1. 安心して産み育てられる環境づくり」、「2. 幼児期の教育・保育の充実」、「3. 次世代子どもたちの教育・育成支援の充実」、「4. 子育て家庭を支える子育て支援の充実」、「5. 社会全体で子ども・子育て環境づくりの推進」の5つを基本目標に掲げております。

34ページから43ページの第4章におきましては、子ども・子育ての環境整備として、子ども・子育て支援サービスについて、平成30年度に実施したニーズ調査の結果により、サービスの量の見込みと確保提供数を具体的に数値化し、目標値として定めております。

44ページから67ページの第5章におきましては、施策の推進として、現計画の検証結果を踏まえ、推進すべき施策ごとの各事業を掲載し、各事業を実施する担当部署及び関係部署との連携強化を図り、妊娠・出産・子育てと切れ目のない支援を行うこととしたしております。

最後に68ページからの第6章におきましては、計画の推進体制として、本計画の実行のための推進体制強化を図るとともに、国・県・子育て支援関係者との連携と協働により、施策の推進を図ることとしたしております。

また、計画期間中において、進捗状況を把握・点検し、必要に応じて見直しを行うこととしたしております。

以上で、概要説明を終わります。

○ 議長（平良嗣男） これで報告を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○ 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変お疲れさまでした。

(午前11時32分)

## 令和2年第6回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 令和2年9月14日

### 1. 開議、散会の日時

開 議 (令和2年9月14日 午前10時00分)

散 会 (令和2年9月14日 午後0時47分)

### 2. 出席議員 (8名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 宮 城 良 治

4 番議員 友 寄 景 善

5 番議員 大 山 美佐子

6 番議員 大 城 邦 彦

7 番議員 宮 城 貢

8 番議員 吉 浜 覚

9 番議員 安 里 重 和

### 3. 欠席議員 (2名)

3 番議員 仲井間 宗 利

10番議員 平 良 嗣 男

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 教 育 長 米 須 邦 雄

副 村 長 島 袋 幸 俊 教 育 課 長 宮 城 豊

総 務 課 長 知 念 和 史 農 業 委 員 会 事 務 局 長 花 田 義 徳

財 務 課 長 真 喜 志 亮 監 査 事 務 局 長 大 嶺 実

住 民 福 祉 課 長 佐 久 川 紀 亮 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 知 念 和 史

企 画 観 光 課 長 兼  
プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長 福 地 亮

産 業 振 興 課 長 花 田 義 徳

建 設 環 境 課 長 新 城 寛

会 計 課 長 宮 城 敦

### 5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 任 前 田 望



6. 議事日程 (第2号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		一般質問	

---

◎開議の宣告

- 副議長（安里重和） おはようございます。  
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

- 
- 副議長（安里重和） 本日の会議において、議長から連絡があり、病院で診察を行う必要があるため欠席となることから、議長の代わり地方自治法106条第1項の規定により、副議長である私、安里重和が議長の職務を行います。なお、諸事情により、私からの一般質問通告書においては取り下げを行います。

---

◎一般質問

- 副議長（安里重和） 日程第1 一般質問を行います。  
通告順により、発言を許します。

---

◇ 宮 城 貢 議員

- 副議長（安里重和） 初めに7番 宮城 貢議員の一般質問を行います。7番 宮城 貢議員。  
○ 7番（宮城 貢） 質問事項2点あります。

まず1点目、ふるさと納税について。

①ふるさと納税について。申込み件数と総額、運用状況、委託先、返礼品（村内業者かどうか）、経費の割合は幾らですか。

②企業版ふるさと納税について。教育長より村長部局と調整中と聞いているが、村長はどのようにお考えですか。

質問事項の2番目、塩屋小学校跡地の活用事業者について。

①契約で締結した事項（事業者名、日時、期間等）を教えてください。

②海岸護岸の管理者は県ですか、村ですか。

③エビ養殖は許可していますか。

以上の質問といたします。

- 副議長（安里重和） 村長。  
（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） お答えいたします。

令和元年度の件数では9,704件で、1億7,081万7,000円の寄附をいただいております。運用状況については産業の振興、保健福祉の充実、教育歴史文化の振興、生活環境に関する事業、その他大宜味村を元気にするため必要な事業の5つの項目に充当させていただいております。事業開始の平成26年度から内容を村ホームページに掲載させてもらっておりますので、御参照いただきたいと思います。

委託先については、専門性のある県内事業者への業務委託を行っております。

返礼品については、村内業者を要件とし取り扱っておりますが、一部の返礼品については、村産品を取り扱う村外の事業者にも関わってもらっているところです。

経費の割合については、寄附額の約50%で、内訳として、寄附額に対し返礼品が30%以内で設定され、送料が別途かかります。事務委託料については、寄附額により率が違います。例えばインターネット等サイトを経由した寄附で10万円未満の場合は15%、経由しない場合は10%となります。

②の企業版ふるさと納税については、担当する企画観光課と検討を進めていこうとしていた中でありましたが、コロナ禍の状況により、その対応事業を優先して業務を行っているため、今年度は具体的な検討はできておりません。御理解いただきたいと思います。

それから小学校跡地の活用事業者についてですけれども、①は、事業者名は一般社団法人大宜味ユーティリティセンター、平成30年4月19日に契約を締結。期間は、令和10年3月31日までとなっております。

②の海岸護岸の管理者については、旧塩屋小学校護岸は、水産庁所管海岸保全区域として村管理の部分と沖縄県所管の港湾区域としての県の管理の部分があります。

③の村がエビ養殖は許可しているのかについては、村が行う許可として、契約に基づく手続としては令和2年3月10日付、大宜味村立学校跡地旧塩屋小学校活用に伴う事業計画追加及び貸付け物件の現状変更について、において承認しております。エビ養殖に関する許可については、農林水産大臣の許可によるもので、事業者において許可を受けられております。

○ 副議長（安里重和） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） まず、1番目のふるさと納税、委託先との契約書関係、その件は公表というか、何かできますか。それとその関係で見直し等を考えておられる中、まずはすみません、契約書等の議会に対して提出できるのかどうか。あと見直し等を考えておられるのか、お願いします。

○ 副議長（安里重和） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

契約書の公表についてでございますが、契約書の公表というのは、これは議会への公表ということでよろしければ公表は差し支えないと思います。村外への公表とかそういったことになると、他の市町村との関係、契約内容に違いがありますので、そのあたりは御理解いただいて議会への公表だということでの認識であれば差し支えないと思っております。

あと契約の見直しというものの内容がですね、よくこちらでは今、どういったことを意図しての見直しなのか分かりませんので、今見直しということは考えていないです。以上です。

○ 副議長（安里重和） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 先ほど村長のほうから令和2年度の約1億7,000万円以上の支援金があったということになっております。当初のふるさと納税のほうの、当初の金額よりどんどん大きくなっていきます。それでパーセントのほうと内容と、それによってのパーセント、それでも5%、10%というのとかなりの金額になります。そこら辺の件もあって見直しというか、あと周りの市町村との情報交換ですね、どういう状況でまた全国的にされているのか。そこら辺を情報収集とかがされているのかということで、見直しを考えられているかということで話しています。

そのまま続けます。返礼品を扱う村内業者からの声、あと村行政として経済効果をどのように捉えていますか。

○ 副議長（安里重和） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

契約の見直しとかというところの、村外とか、そういったところとの情報交換についてでございますが、そちらについては随時どういったところへどういうものが使われているよ、どういった取引。あと制度が変わったときとかですね、いろいろございますので、そういったことでの情報交換を行っております。ただし、村内の、基本的にはこのふるさと納税という制度が村の特産品であったり、村の物産ですね、そういったものを扱うことが決まっておりますので、村内で完結できるようなものでやっております。あとは先ほど村長のほうからもありましたけれども、村外の業者にも一部関わってもらっているところがありますが、そういったところは、例えば沖縄県産品はどうしても取扱いながら、それとセットにした大宜味村産品を扱うというようなセットでの返礼品のものをつくっていたりするので、そういったところで、ほかのところでもそういったことをやっていないか、また大宜味村と交流都市である、そういったところとの連携が今後図れないかという情報交換を行いながら進めているところもあります。それから返礼品によるふるさと納税と関連して、返礼品で村内の経済効果というのは、これだけの寄附があつて、それが全て30%以内の経済効果というか、返礼品に置き換えられておりますので、相当な効果が、その行革の中でも新たな財源の確保というものがあつたので、そういったところからのものとしても、今回1億7,000万円の寄附があつて、その3割ということであると、かなり大きな地域の経済効果が行われているのではないかと考えております。以上です。

○ 副議長（安里重和） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 委託業者からの年次的な報告というのはありますか。毎年毎年報告というか、内容はどのように行政として把握されているのか。委託業者のほうからどのような取組、あと村内の返礼品の取扱い高とか、そういう関係の報告というか、それはございますか。

○ 副議長（安里重和） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

年次ごとの年度末とか、通常の委託業務でのような報告ものはございません。ただし、こういったものに返礼品が幾つかセットが決められておまして、それが毎日のように更新されているものの情報が把握されてきます。委託業者との連携としては、もう毎日のようにですけれども、こういう返礼品を取り扱いたいんだけどということで、まず委託業者のほうで村内の特産品を扱うところと交渉してもらって、私たちのほうに上げてもらって、私たちのほうで判断をして返礼品として取り扱うか、できるかどうかというのを判断していきますので、委託業者との連携というのも常日頃からやられている状況であります。以上です。

○ 副議長（安里重和） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） ②の企業版ふるさと納税について質問します。

平成30年第10回定例会でふるさと納税人材育成について私のほうで質問しております。あと令和元年第3回定例会、給付型奨学金の関係を質問しております。このことに関して、今回質問の中で関連性がないかを考えております。令和元年第5回9月定例会で米須教育長は新たな財源が必要、新たな財源が企業版ふるさと納税です。地域再生計画をつかって内閣府の許可を得ることは作業量も大変ですという返答をいただいております。これも実は、私の最初の、平成30年、最初のほうの質問でやっておりますけれども、大宜味村行政の中で地方創生、地域活性化を考えてみようということで、若者、馬鹿者、よそ者の言葉があるがと。私のほうで馬鹿者というか、本当にがむしゃらにできるのは役場職員だと思っております。係長級未満の若手でワークショップを立ち上げ、頭を絞り汗をかく、そういう関係、若手役

場職員の発表の場、主張発表大会みたいなことが必要じゃないかと。あと人材を以て資源と為すは学校教育の場だけではないと思っています。ただ、学校教育の中で行われました子ども議会、第2回になります。子ども議会の宮城はちさんのほうで、これはインターネットの利用で村の活性化について質問した要項がありまして、その中で福地課長の返答が、アプリ関係の件だったんですが、「今回の提案を受け入れさせていただいて、いつになるかまだ分かりませんが、企画書をつくりながら、皆さんと一緒にやって事業展開できるように頑張っていきたいと思っています」という返事をいただいております。それは中学生にとってすごい励ましになる言葉だと思っています。それが大宜味村の若い人たちが新たに出てくるような形になるんじゃないかと思ひまして、今回質問しております。

続いて行きます。塩屋小学校の跡地問題で、事業者等の契約書についてですがこの契約書の提出はできますか、議会のほうに。

○ 副議長（安里重和） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） 先に企業版ふるさと納税の件についてお答えをさせていただきたいと思いますが、こちらについては、検討、質問があつてですね、質問の前から企業版ふるさと納税というのはもちろん認識もしておりましたし、やっていけるかどうかということは一部の事業者とも関わりながら、させてもらっていたところもありますが、大変村長からも、先ほどもありましたように、今回は、今年度に限りは、やはりコロナウイルスの対応ということで今職員が管理しながら、職員の体調面とかいろんなことも管理しながら、今回はちょっと検討を見送ろうというところをさせてもらっていますので御理解いただきたいと思っております。

また、子ども議会での質問のものでも一部の事業者と、村内の事業者でありますけれども、専門性であるパソコンとかインターネット関係の専門を持っている事業者とは話をさせてもらっておりました。なので、そういったところは全く無視しているわけではなくて、進めている部分もありますけれども、今の状況を御理解いただきたいと思ひます。

あとそれと、塩屋小学校の契約書ですけれども、これは議会のほうへの公表はさせてもらうことは差し支えないということです。

○ 副議長（安里重和） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 実は、塩屋のほうに住んでおりますけれども、役場というか担当課のほうで、今の塩屋小学校のグラウンドの状況は確認というか、把握されていますか。

○ 副議長（安里重和） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） 確認しております。

○ 副議長（安里重和） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 実は、跡地活用のほうの条例を探していたんですが、見つからないというか、村のホームページのほうになくて、だから跡地活用との関係と指定管理者の指定手続に対する条例と、その内容がどのような形であるのか、ちょっと分からなかったものですから、跡地関係の条例はありますか。

○ 副議長（安里重和） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

学校跡地活用につきましては、指定管理者の制度ではありません。賃貸契約というか、普通財産の賃貸契約を行うもので契約をしております。その制度としての条例はございません。まず1つ目に、学校

跡地活用の基本方針というのを作成させてもらって、それに基づいて募集要項が設定されて、募集業務を行い、賃貸契約を行うものになっているものです。以上です。

○ 副議長（安里重和） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 跡地活用に関しての中に、保証金等の管理というのがあります。つまり指定管理の場合は村のほうじゃあかということには、ビジターセンターのほうがそのようになっていますが、金銭的なやりとりというのは村のほうから出るのか、相手のほうから村のほうの収入をしているのか、それをお聞きします。

○ 副議長（安里重和） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

この資金等、費用面に関しては、基本的に普通財産で貸付けですので、事業者のほうに貸付料をこちらに払って納めてもらうということで、年度当初に納めてもらうことになっております。保証金につきましては契約時に納めてもらっておりますので、もし何か事業者の不備とか、何かあったときに、それを保証として、保証金として、例えば退去のときに必要な、かかった経費に充てるものというような感じのものになっております。なので、村から出すものは基本的にないということです。

○ 副議長（安里重和） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） じゃあ、分かりました。では、金銭的に入っていて、それは契約書の中に内容とかいろんな特約とか、金額とかは契約書の中にあるわけですね。

○ 副議長（安里重和） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） 年度の契約金額が決まっておりますので、そちらの契約書に記載されているものです。

○ 副議長（安里重和） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 2項目めの海岸の管理者、村のほうと、県のほうということになっております。よく水たたき部分とか、管理するために護岸のほうの内側にはコンクリートでやられている部分があります。そこは県管理だと思いますが、実は私のほうでなぜこれを質問しているかといいますと、ここに塩屋の住民のほうに散歩とかで入ろうにも、そこを閉鎖しているものですからそれができないんですよ。これが、そういうことが跡地活用事業者がそういうふうには封鎖することができるものなのか。この件をお聞きします。

○ 副議長（安里重和） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） 護岸の管理というのが内側と外側があると思いますが、中側のほうの管理は村がやることになっておりますので、こちらのほうが管理になっております。なので、今回のものは普通財産貸付けで事業者を活用してもらって、管理をしておりますので、事業者の判断においてなると思いますが、ただ、全く入れないはずではないので、歩く方は声をかけてくださいという文言が、文書が入り口のほうに掲げられていたと思っておりますので、そちらを御確認いただければと思います。

○ 副議長（安里重和） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） ③のエビ養殖について。まだ住民説明会ということは、村のほうでされるということじゃなくて、住民説明会がされていないなということは私のほうにも届いております。やっぱり先ほど村長のほうから養殖については水産庁の関係とか、許可されているということだったんです

が、今後予想される公害ですね、悪臭とか排水処理の関係等もあって、ぜひとも住民説明会は必要じゃないかと。もし行政のほうから、その活用事業所のほうにそれは話されるというか、改善命令まではないかと思いますが、そういう関係が必要じゃないかと思いますが、お答えをお願いします。

○ 副議長（安里重和） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

住民説明会等ですね、これまでの経緯としてはこの話があったのが、昨年度のちょうど今頃であったと思っています。12月頃からそういう話を具体化して、1月の塩屋住区のほうでございまして、グラウンドのほうでグラウンドゴルフがあったかと思っています。その際に集まった方々へ説明とかをされていたものです。またその後、説明会の準備とかそういった事業計画を進めていこうとしている中で、細かいものでございまして、コロナウイルスの状況があったりとか、また我々の手続も含めて説明を一緒にしようということで準備をして、調整をしていたところだったんですが、全体的な説明がうまくいかず、できなかったということで反省をして、また再度必要だということで今あると思いますので、また事業者のほうへも要請しながら一緒に取り組んでいけたらと思っています。

○ 副議長（安里重和） 村長。

○ 村長（宮城功光） この同意については、区民運動会という立場のときの説明である程度はやっているというふうな判断をして、区長に相談して、新たに代議員会や、あるいは区民を集めての説明会をしますかということに対しては、その辺についてはどうですかね、私ども同意という形で構内の区長の皆さんで同意書を出すという形でいいんじゃないですかねというような話があったようです。そういうことで今やっていないということです。ウミンチュ会に対しても二、三度集まりの中で、その事業についての説明もされているようでもありますから、その辺についてどうしても要望があるのであれば、塩屋区長あるいは構内区長会という形で要望があれば、村としても事業所に対して要請をして、説明してもらおうということは可能だというふうに考えております。

○ 副議長（安里重和） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 実は塩屋のこの施設に関しては、子ども議会、平成30年11月16日の第1回子ども議会で平良日菜多さんのほうから質問がありまして、問いで、村内で学生でも利用しやすい施設を配置する予定はということで、これはビジターセンターを造る前のことで、ビジターセンターがどのような形でということを説明されておりましたけれども、塩屋小学校のグラウンドのことも村長のほうで、お答えいただいております。塩屋小学校でグラウンドを活用しキャンプができるようなテントハウスと宿泊ができる仕組みを進めていきたいということで、すみません、本当にこういうのが、村長がそのときに話された形、やっぱり塩屋小学校の風景の一番きれいな場所に、もしできましたらこの宿泊関係もできるような形でまた進めて、お願いしたいと思っています。

○ 副議長（安里重和） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

今、塩屋小学校の子ども議会での質問等もありましたけれども、当時ではイメージもしていた部分もあって、実は計画というか、私たち企画観光課のほうで検討を別にする場所がある部分がありました。といいますのも、やんばるの森ビジターセンターの設置されている、大宜味中学校跡地の背後地というところで、そこのほうの計画で今のようなこともできないかということで、ビジターセンターの運営がある程度落ち着いて、今後どういう展開をしていけるかというところの話を次年度から進めていこうと

しています。その中で、例えばキャンプ地であつたりとか、今、チョウの里づくりというような動きもしておりますので、そういったチョウを呼びながらエコツーリズムを展開できるような仕組み、またビジターセンターの前の海浜ですね、海岸線を使ったエコツーリズム、観光の推進ということで取り組んでいこうという中で、塩屋小学校の跡地を、活用方法、それも十分、運動場でのキャンプというのはなかなか今の状況ではできないんですが、団体がスポーツ合宿とかできるような仕組みはそろえられておりますし、体育館も活用できる仕組みはありますので、そういったところでは今のものは充足できるんじゃないかなと思っております。

○ 副議長（安里重和） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 大変ありがとうございました。以上で終わります。

○ 副議長（安里重和） 以上で7番 宮城 貢議員の一般質問を終わります。

---

◇ 吉 浜 覚 議員

○ 副議長（安里重和） 次に8番 吉浜 覚議員の一般質問を許可します。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 1、透明性や公平性、公正性な行政運営について。①3月定例会で現場調査においてビジターセンターの不燃木材の水滴落下、白華物落下の経緯の説明を受けたが、未解決の不燃木材の取替えの責任の所在と経費負担はどうしたのか。

②8月臨時会で8月28日の村簡易水道施設電気計装工事入札結果報告書によると、以前に金額の表示されていた設計額、予定価格、入札書比例価格、最低制限価格、最低制限価格の税抜きの価格の金額表示が墨で塗りつぶされている。これまでも入札に係わる行政運営に問題があると指摘されているが、透明性や公平性、公正な行政運営への改善はないか。

③6月定例会で村内企業に対する請負や委託などの状況報告によると、村内委託業者は1業者になっている。また、診療所の空調については村外の業者から村内の業者へと委託をしていたが、4年前に村外の業者に戻したとの説明があった。しかし、地元業者から委託を受けたい。診療所も故障した場合の緊急対応できる地元業者への委託要望を受けて村内業者への委託であった。村の市場が縮小していく中で村内企業の活性化の推進や、利用者の利便性を配慮しなければならない立場の行政運営に対し矛盾を感じるが、どのように検討したか伺います。

2、新型コロナウイルス感染症の対策について。①8月に大宜味村立診療所で新型コロナウイルスの感染者が確認された国頭中学の生徒と大宜味中学の生徒が、7月に大宜味中学の体育館でスポーツ交流試合を実施している。8月13日に村ホームページで村内の感染者が5名と公表している。また、濃厚接触者も村内に広がっているという情報もあるが本村での影響はどうなっているか。

②個人のプライバシー尊重と感染拡大防止の両立をどう成し遂げるか。

③村民が安心安全な元の生活や経済活動などを取り戻すため、村全体でこの危機を乗り越えていく感染拡大防止と社会経済活動の対策はどうなっているか伺います。

3、地域の生活・経済基盤の確立について。①6月定例会で、村長は、JA大宜味支店から存続に向けての協力要請があり、現在その内容を検討し、調整を行っているとの説明があったが、支店存続への対策はどうなっているか。

②本村の基幹産業であるシークワサーの枯れ木の問題になっているが、本村においての被害状況や原因究明と対策はどうなっているか。



③学校、保育所、住宅団地の跡地利用についての経緯と展開はどうなっているか伺います。

○ 副議長（安里重和） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

1の①につきましては、責任所在と経費負担について、設計提案から施工管理業務の経過を踏まえた判断により協議を行い、施工業者において対応が行われております。

②につきましては、議員御指摘の入札に関しましては、法令等に基づき適正に行っております。契約案件の説明資料に関しましては、議長からの資料要求がございましたので、今後は入札結果報告書を説明資料に添付させていただきます。

また、行政として公正で透明な対応を行うことは当然でありまして、今後も引き続きそのような基本原則のもとに対応してまいりたいと考えております。

③について、診療所の空調保守については、限られた予算の中、経常経費の縮減に取り組む観点から金額の低い業者と契約を行ってきたのが現状であります。

2番目の新型コロナウイルス感染症の対応につきましては、①は、教育長のほうにお願いしたいと思っております。

②の個人のプライバシーと感染防止の両立。個人のプライバシー尊重については、感染者への風評被害による差別や偏見が起こらないようにすることが大事であり、村としても細心の人権配慮に努める必要があります。興味本位による感染者の過剰な探索や個人の尊厳が損なわれないよう、住民に対し、公的な正しい情報を提供し、感染拡大防止に努めていきたいと考えております。

③については、議員も望む、村民が安心安全な元の生活や経済活動などを取り戻せるよう、村としても各機関様々な施設などの活用における感染拡大防止のためのガイドラインを守りながらの行動を行いつつ、村民の皆さんにもぜひとも守り、行動をしてもらいたいと区長会をはじめ、団体との連携を行っているところです。

また、社会経済活動につきましても今年度においては国の交付金を活用した事業により、地域の経済回復支援事業に取り組んでいるところであります。コロナ禍の機会に、地産地消を意識した行動を村民と共に取り組んでいきたいと思っております。

3番目の地域生活・経済基盤の確立について、①につきましては、沖縄県農業協同組合の要請内容として、令和3年度から指定金融機関の業務委託手数料の徴収及び事務取扱手数料の有料化、庁内派出所の営業時間の見直しということがございました。村としましては、その実施時期を1年前倒しして、JA大宜味支店の存続に向けて積極的に支援していくということで、今回の補正予算に指定金融機関業務委託料を計上しているところでございます。

また、庁内派出所の営業時間につきましては、現在8時30分から12時、13時から17時までとなっておりますが、1時間短縮して16時までとし、来月10月1日から実施する予定となっております。

②のシークワサーにつきましては、大宜味村だけの問題ではなく、沖縄県全体の問題であり、沖縄県や関係機関と協力しながら、被害状況や原因究明、対策を行っております。

被害状況につきましては、村全体で症状が見られ、特に押川地区や上原地区で多く見られます。最近、沖縄県やJAおきなわと一緒に立ち枯れの症状がある3か所の圃場で現地調査を行っており、現段階60本程度が確認されております。今後、沖縄県と協力しながら本格的な調査を行いますので、そのときに

詳細が明らかになると思います。また、国会議員や県議長、県議員からの現地調査もあり、国や県と力を合わせて解決していきたいと地元の想いを伝えております。

なお、県ではカンキツワーキングチーム会議を8月24日に開催し、シークワサー立ち枯れ症の状況報告がされ、症状の調査や現段階での現場対応などが決定しており、本村としても、調査や現段階での現場対応について協力してまいります。

③の学校、保育所、住宅団地の跡地利用については、民間企業による活用を期待しておりますが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、跡地活用についての業務を中断し、コロナウイルス対応事業を優先しているところがございます。そのような状況のもとであることを御理解いただきたいと思っております。

○ 副議長（安里重和） 教育長。

（米須邦雄教育長 登壇）

○ 教育長（米須邦雄） 質問の2の①についてお答えします。

議員のおっしゃるとおり7月23日、本村の体育館において複数のチームとの練習試合が行われました。議員が指摘されている濃厚接触者も村内に広がっているという情報があるとのことですが、隣村での陽性者が確認された後にも、この練習試合が原因で濃厚接触があったという情報は教育委員会の下へは入っていません。教育委員会としましては、陽性者もしくは濃厚接触者である場合には、皆さんに教育委員会のほうへ連絡していただけるよう協力を呼びかけているところがございます。

○ 副議長（安里重和） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） ビジターセンターの関係で村長から答弁がありました。設計から管理業者まで一緒になって話をしたということでした。ところが私たちが説明を受けたときには、設計書のとおりに行っているのに設計や村が発注しているので、設計者と村が責任を持つべきじゃないかなと、そのとき感じたんですけれども、その件に関して矛盾を感じているけど、なぜ施工業者がやらなければならないか、もう一度、答弁をお願いします。

○ 副議長（安里重和） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

こちらの協議につきましては、その経緯、経過、いろいろ踏まえまして協議されておりますので、今の対応で御理解いただきたいと思っております。

○ 副議長（安里重和） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 今の説明したとおりで理解してもらいたいということで、設計が、その問題あるものを発注したわけだから、当然それをチェックする村も設計者に私はあると思う。なぜ施工業者が責任を持って取替え経費を負担しなければならないか。なぜ私たちはそれを理解してもらわないといけないということになるんですか。それこそ問題だと私は思っています。透明性がないです。

○ 副議長（安里重和） 村長。

○ 村長（宮城功光） 当然、発注者側、設計あるいは管理、施工者、それぞれにやはりしっかりそういう調整ができていなかったというのは落ち度は全部にあると思います。しかし、この件が実際に分かって、施工後にそういう状況が分かって、調査したところ、しっかりとその材料の用途について、結果についてデータが上がってなかった状況でありましてですね、その辺については設計士、あるいは管理者、行政、4団体になるわけですけれども、しっかりと協議をしながら、これまでのそういう対応

をどうしますかということで、施工業者のほうで、施工のほうでそういう取替えに経費がかかる分については施工業者で見ましようということになって、今のそういう対応になっているわけでありまして、その辺、御理解いただきたいと思います。

○ 副議長（安里重和） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） この件については、御理解していただきたいと、納得できるものではないです。責任のすり替えでしかないと思います。一応、①についてはこれで終わります。

②については、先ほど資料を渡しました。それで、村長の答弁では入札結果調書を出すと言っておりますけれども、最近ずっとそのような形でいろいろ不満は言われているんですけど、そういうふうになった結果、私は結果報告書をお願いに行って調べました。そうしたらおかしいことに気づいたんです。この大宜味村電気設備工事請負契約書を一応調べるということで、去る8月20日から遡って、2017年7月4日まで、この工事名を見てきたら、この間、2業者が受けています。上の業者はみんな同じ業者です。そうしたら請負金額がありまして、その前に②が最低制限価格があります。その価格と、去る議会でやったものについては、すみません、3万4,281円、この最低価格の請負割合が100.05%、そしてやんばるの森ビジターセンターについても1億円余り変わりますが、1,532円しか変わらない。小数点2位まで入れても100%の表示しか出てきません。それから8月20日の、この間のものを調べたら、これも1億円超すんですけども、5,000円も変わらない、下1桁で。これだけの数字が出て、透明性がうたわれてもおかしくないと思います。それで私は、もう1枚、A3のものを出しているんですけど、前にもやっぱり勉強の問題とかいろいろ言われたんですけど、そういうことで透明性に欠けるので、名護市のものを参考にさせてもらいますが、請負工事の予定価格の事前公表と、それから入札時における最低制限価格の複数設定方式、そういうのがあります。これは透明性を出すためにそれぐらいのことをやっているわけだから、私は名護の市議に、皆さん方はどういうふうに対応しているんですかと、これがあるから参考にしてくださいということで、名護も一時期いろいろ沙汰になって問題があったそうです。それで透明性を出すためにはそういうことが必要じゃないかと思っておりますが、この場でね、ただ入札結果報告書を提示するだけじゃなくて、そこまで踏み込んでやるべきだと思うんですが、いかがですか。

○ 副議長（安里重和） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） では、まず質問のあった入札結果報告書についてはですね、今後提出していくということで、予定価格の事前公表に関しましては、今現在、事前に公表するということでの予定は村としてはございません。最低制限価格の要綱につきましては、今現在、大宜味村ではございませんが、議員から資料をいただきましたので今後検討してまいりたいと考えます。

○ 副議長（安里重和） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 先ほど私がつくった調書ね、これは入札結果報告書を出そうが出さまいが同じなんですよ。だから事前にやってくださいと。この100%近いぐらいの入札率、本当に第三者が見たときに、これが公平に行われているかと疑問を持たれるのは当たり前ですよ。だからいろいろ勉強しなければならぬということで、前の議会でいろいろあったんですけど、そういう一理もあります。ありますが、それを口実にこういう結果になったら第三者に透明性の関係は絶対説明できないんじゃないですか。だからこそ名護は、この事前公表に対する予定価格の公表と、この最低制限価格の複数設定方式の要綱を定めてやっているわけです。それぐらいなければ、今までやっていたものが単に透明性を欠いた入札

結果だったとしか言えないと思います。この辺はこの場で、さっき言った透明性の話も一番の透明性の話もどこに責任があるのかと。何でこうなっているのかというものをちゃんと正した上で改善するのが当たり前であって、今までやっていた入札結果報告書を見たら、こういうふうな結果が出てくるわけだから、何でこんな結果になっているのかというのは、疑われてもおかしくないような結果ですよ。だからこそ、こういう制度を新たに設定してやっていただきたいということを私は言っているんです。村長、この件どうですか。

○ 副議長（安里重和） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） 今、吉浜議員の質問は、村が非常に不正をしているんじゃないかというような言い方で、納得できる質問ではありません。こちらは、先ほどから説明しているとおり公平にやっています。それで予定価格の事前公表というのも国あたりからの指導もありまして今はやっていない状況です。そのあたりも踏まえてやる、やらないの判断は、今後吉浜議員の指摘があったからじゃなくて、そういうことも踏まえて国の指導、あるいは県の指導、そういうのも踏まえてやっていきたいと思いません。今、吉浜議員が村が本当に不正をしているんじゃないかというようなことにしか聞こえません。そういうことは全くありません。

○ 副議長（安里重和） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 副村長が言っているのは予定価格の公表制度での問題については、ある程度、私も理解している面もあるんですけども、今言ったような状況の話が、透明性がないんじゃないかというものは、私は前の議会からもあちこちから聞こえます。入札率99%とか、そして最低価格の請負金額が、これぐらい近いというのは副村長が不正はしていないというかもしれません、あなたはやっていないかもしれませんが、中にはやっている可能性もあるんじゃないかというのが、この表を見れば疑われると思うんです。だからこそ、名護などはこういうふうに変更しているわけだから、当然、そういうことも私は目指すべきじゃないかと思います。もう一度、その辺をお願いします。

○ 副議長（安里重和） 村長。

○ 村長（宮城功光） 吉浜 覚議員が言うのは当然分かります。この結果表をですね、会社ごとにデータを渡して見ると大概分かると思うんですけども、もう常に最低価格を割ってしまっているという業者もいます。そういう面でやっぱり今、覚議員が言ったように名護市方式で価格を公表してやる方法とか、あるいは今、国頭村がやっているのが管理費ですか、パーセント、何パーセントという、そのパーセント、2点つくってですね、それを入札のときに開封して業者でかけてもらって、それに近い、適用する、落札というような方式もあるようです。いろいろとですね、これからやはり調整をして、できるだけそういう議員がおっしゃるような透明性のあるような仕組みが、どれが一番いいのかというのを検討させていただきたいと思いません。

○ 副議長（安里重和） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 今、村長が言われたように国頭では2方式というのがあったんですけど、これ名護市の入札を見る場合においては、あらかじめ執行官が二通りのものをつくって、それで業者に入札時期に、業者にこの二通りからその参加者からくじを引いて、くじが当たった人がこれから二通りのうちから選択して、最低制限価格を設定するというような状況ですので、その辺はやったら、今言ったような形のものも払拭されるんじゃないかなと。副村長が言った不正はしていませんということは言えると思いますが、今の状態だと疑われてもおかしくないと思いませんので、ぜひ前向きに検討していただき

たいと思いますが、もう一度、答弁をお願いします。

○ 副議長（安里重和） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） 今、名護市の二通りのもの話がありましたが、最低制限価格の二通りではなくて、予定価格のほうが二通りあるために最低制限価格が動いてくるということになると思います。ですから設計額と予定価格に差があるというのも問題を指摘されているところもございまして、全て、今議員がおっしゃっているのが正しいということではありませんので、副村長の答弁にもありましたが、入札に関しましては各自治体で取組も違うところもございまして、はっきり大宜味村で正しい方法、ほかの議員の皆さんの御意見等もございまして、そこら辺、当局側だけではなくて、全体的に勉強しながら検討してまいりたいということで答弁を終わります。

○ 副議長（安里重和） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） 今、総務課長から説明があったものは、設計額と予定価格が違った場合に会計検査を受けたときに、何で設計価格が予定価格ではないのかという質問をされたときに、答えようがないんですよ。やはり設計額が予定価格というのが、本村では今これを基本にしております。この設計額が動いて予定価格になった場合に、本当にこれを説明できる根拠というのは今持っていません。そういうことで予定価格と設計額は一緒になっております。

○ 副議長（安里重和） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 今、副村長が言われたように、私も設計価格と予定価格は同一価格だと認識しております。それで先ほどの工事についてもそれはやってもいいんじゃないのかなど、前から思っております。そして最低制限価格については、この辺は先ほどほかの自治体も採用しているところもありますので、ぜひ検討して大宜味村にいいような、透明性の出せるような方法で入札制度を進めてほしいと思います。よろしくをお願いします。

○ 副議長（安里重和） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） 今、こちらの答弁のとおりでございますし、また今後、この入札事務において最低制限価格を含め、検討してまいるということで変わりはありません。以上です。

○ 副議長（安里重和） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） ③の空調の契約の件ですけれども、今年は、先ほど説明あったように予算の超過とかいろいろあったんですけれども、随意契約もしております。それでこの答弁についてもずっと聞いているけど、一貫性がないんですが、とにかく村内の業者でもみんなできると思います。そういう意味でも値段についても長距離出張とか、そういうものを鑑み、適当な経費でできると思います。また超過したような部分については、道具は必要な場所があるからということで、ほかの場所で予算超過、本人はそれで断られたという業者もいますが、その辺は内部でより現状を調査してやっていただきたいと思います。そういう意味でも、ぜひ村内の業者が潤うように、この村内の業者が3月に市場が縮小して閉鎖している業者もいるので、村がきちんと育てていく、やっていくということをしきんと出していきたいと思いますのでよろしくをお願いします。その辺の次年度に向けて、どういうふうな形で空調をやっていくか、イメージだけでもよろしいですので、答弁をよろしくをお願いします。

○ 副議長（安里重和） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） やはり行政としても村内業者に頑張ってもらいたいというのは常々思っています。工事入札等についても、やはり指名参加の形で指名入札を行っています。そういう意味で、村内

業者に落札してもらいたいというのは山々です。ただ、最初に村長のほうから説明があったとおり、やはり経済性というのがあります。競争の原理からしたらそのあたりを落札業者を落とすということ、入札の基本として工事等、あるいは委託等については最低価格者が、最低入札者が落札者になるというのは当然だと思っております。そういうことも踏まえて村内事業者を育成するためにどうすればいいかというのでも検討していきたいと考えております。

○ 副議長（安里重和） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） 住民福祉課としましては、診療所については、議員御指摘の意見を踏まえて次年度以降、検討していきたいと思っております。

○ 副議長（安里重和） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） コロナウイルスの関係で質問します。

教育長から先ほど国頭中学校の子供と大宜味中学校の子供たちの練習試合があつて、濃厚接触者とかそういうのがなかったから、あつたら父兄に報告するよという状況の説明でした。それで村民はほとんどの方が、そういううわさ話を耳にしております。そして私も国頭から情報があつて、国中の感染情報ということで、4名の子供たちが大宜味診療所で検査を受けて陽性だということの報告が出ております。そのことをほとんどの住民が知っているんで、何で情報が入ってこないかというようなことがありました。それでプライバシー、風評被害とかいろいろ個人の尊厳を守っていくんだという村長の話もありましたけど、私は20日に何で議員もこのことを、村が何も、ちゃんといろいろ情報提供しないのに、あんたたちも同じかということで言われて、20日の日に一応、意見書を出しました。そうしたら、なぜ出したかというのは、先ほど言ったように、村長も言われているんですが、私これ出した後から学校へ行ったんです。どういふ状況があつたかと言ったら、父兄にも感染者がいて情報を提供してくれて対策が取れたと。それから中学校の校長は幸いだったと。もし感染者がいた場合は小中学校ですので、小学校までリスク負ったと思います。それで私もまた、自分の母がデイサービスに日曜日以外毎日通っているんですけども、シャットアウト、自分で見なければならぬ。そうしたら、この事業所も風の便りの、台風が来たらテレビとか新聞などでこの情報を得られるけど、もうほとんど情報が入らない、風の便り、収束したかと。だからそういう事業所も対策を取れないと、学校側も風の便りだというふうな感じで、とてもじゃないけど、新聞ではあちこち出ているけど、大宜味村内では出てこない。先ほど村長が言った、個人の尊厳だということではあるんですけども、もちろん個人のプライバシーは守らなければならぬ。新聞に載っていた方は、あれは村内の方だと思いますけど、こういうことで市中感染も増えているんだよ、どうしなければ対策が取れるんだというふうなことが言えると思うんですけど、もう国頭でもやっぱりそれなりの予防線を張るとか、それが全く見えない。ただ、情報は提供しているというのはホームページに、保健所から出る何名だと、これしか分からなくて。もうピリピリして、本当にどこへ行くとか、このうわさばかりが飛び交って、今収束の状況にあるんじゃないかなということで、私の母が利用しているデイサービスは再開されたんですけど、その辺の調整がともどういふふうに対策を取ったらいいのか分からない状況ですので、それから、教育長からも言われましたけど、教育長からも答弁いただきたいと思いますが、学校現場で感染が出ていなくてもそういう状況が出ているので、やっぱり住民にはきちんと、交流試合をして、やったんだけど、感染者がいない、発覚していないので学校を再開して、また平穏な生活を送っていますとか、村内でも同じようなことをきちんと情報を提供しなければ、私たち一人ひとりが村民が本当に生活しづらいんじゃないかなと思

ております。そういうことで村長と教育長からその辺のイメージを、やっぱり今後、また発生する可能性もあるわけだから、その辺の情報のことをやっぱり出していただきたいと思っています。よろしくお願いします。

○ 副議長（安里重和） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） 吉浜議員の質問にお答えします。

村としても、今現在、人数の報告のみということで公表しておりますが、北部市町村、ほとんどが大体そういう形を取らせていただいております。県からもですね、名前とか住所だとかという、細かい情報のほうは村のほうには来ておりません。どこでも感染してもおかしくないという状況を頭に置いてもらって、村民の皆さんにもふだんからうつらない対策というものを取ることのほうが村としても重要だと思っておりますので、正確な、公的な情報はこちらからも発信しますが、住民の皆さんもうつらない、村で出たから対策をするのではなく、来る前から対策を取るようなことを一緒に取り組んでほしいなと考えております。

○ 副議長（安里重和） 教育課長。

○ 教育課長（宮城 豊） 吉浜議員の質問にお答えします。

練習試合があつて、そういう住民が不安になっているということをおっしゃっていましたが、実際、試合が行われたのは7月23日で、隣の中学校の陽性反応が出たのは、症状が出たのは3日で、8月4日に陽性反応が出たということで、既に期間は2週間近くたっていてですね、その隣の中学校の指導者を含め、部員も濃厚接触者ではないんです。ましてや、うちの中学生、小学生がそれに当てはまるという可能性もほぼないということで、先ほど来、議員のほうで濃厚接触者である場合に公表すべきかどうかのあるんですけども、基本それがあつたとしても、こちらのほうには保健所からは入りません。私ども教育委員会としては、小学校、中学校、認定こども園そうですけれども、基本陽性者並びに濃厚接触者である場合には、速やかに連絡してくださいと。そういう場合も、学校も出席扱い、それは行きます。それ以外に関しても親御さんが今コロナ禍の中で学校に行かせるのは非常に不安だからちょっと学校を休ませたいということであつたとしても、学校としては出席扱いとして取り扱っております。

議員の不安も分かるんですけども、教育委員会といたしましては、やっぱり感染防止、先ほど住民福祉課長からあつたようにまずはうつらないことを優先に指導しております。もしそういうことがあつた場合には速やかに連絡するよふということ、常時、御父兄の皆さん方にも連絡をしておりますので、このような対応で今後もやっていきたいと思ふますので御理解いただきたいと思ふます。

○ 副議長（安里重和） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 教育課長が濃厚接触者じゃないということをおっしゃってたんですけど、それはそれでよろしいかと思ふます。ただし、先ほど言ったように、村民が不安がつているわけだから、たとえそういう濃厚接触者とか陽性者がいないにしても、そういう関連で学校、教育活動というのかな、学校の施設で行われて、みんなが不安に思っている人たちがいるわけだから、その辺の情報も提供してもいいのかなど。それから感染した人が、行政側はある程度、この人が協力して公表してくれたら非常に対策を取りやすいんだけどね、というふうなことがあると思ふます。だからその辺はきちんと把握しながらやっていただきたいと思ふます。先ほど新聞に載つた方もそういう情報提供者からとてもみんなに、参考になつたということで、激励してくれというふうな話もありました。そういうことを村長部局からお願いします。またもう一度、教育委員会もお願いします。

○ 副議長（安里重和） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） 村としては、確かな情報、県から得た情報というのは公表します。ただし、その中に感染者は誰か、あるいは濃厚接触者が誰なのかというのは県のほうも村のほうに情報を与えることはありません。そういうことで、今、村内で発生した、そういう情報は出すことはできます。今、ホームページ等でもそういうのは出しているし、今後も確かな情報、正確な情報を村民に知らせるというのは当然のことだと思っております。これがうわさであるとか、そういううわさが一人歩きしたら、もっともって村民は不安になっていくのかなと思っております。そういう意味でもやはり正確な情報、確かな情報を公表していきたいと思えます。新聞にあったのも、本人はどこから自分と分かったのか、そういう不満の声も出ております。やはりそのあたりは感染者に対しても尊厳を守る意味でも、やはり氏名等の公表、そういうのは絶対やるべきではないと思っております。

○ 副議長（安里重和） 教育長。

○ 教育長（米須邦雄） 先ほどから副村長をはじめ、住民福祉課長からもあったんですが、誰が感染者で、濃厚接触者であるという情報は全く来ないんですね。だからその本人が出さない限りはこれは全く分かりません。そういう意味で、仮に濃厚接触者であった場合には、感染拡大を防ぐ意味で協力をお願いしているという感じです。そういうことで、本当にできることは、感染しないようにそういう対策を徹底するということが、今、最前の策だと思っております。

○ 副議長（安里重和） 8番 吉浜 覚議員。質問時間が少なくなりましたので簡潔に質問をお願いします。

○ 8番（吉浜 覚） 県からの情報しか提供できない、何名だと。私がこの一般質問通告を出すときも5名ということになっています。その動きが全く見えない。村からの情報というのはもうこれしかないわけです。そして個人情報、私もいつも言っているんですが、当然守られて当たり前。それをほかの市町村では理解を示しながらどうなっているんだというふうな状況まで提供しておりますので、その辺をやっぴりお互いが予防というのか、それだけじゃなくて、具体的に経済活動とか、そういうものにも影響してくるわけですから、どういうふうな形で情報を流しながら村民がこれを切り抜けていくかというのは、やっぱり村として、もう一歩も、二歩も示すべきじゃないかなと思っております。それをどういうふうにやっていくかお願いします。

○ 副議長（安里重和） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） ホームページの公表の件については、今現在、確かに感染者が増えている状況ですので更新はされていません。ただし、ホームページの公表の中でも感染者が増えた場合、新たに増えた場合にのみ更新するという旨も記載しておりますので、それが無いということは増えていないというふうに判断していただけたらなと考えております。

○ 副議長（安里重和） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） この5名について、もう恐らく、憶測なんですけど、ちゃんと治って普通の生活をしているだろうと思っております。しかし、そのあたりの情報というのも全くこちらのほうには入ってきません。そういう意味で隠している情報というのはないんです。分かる情報というのはさっきから言っているように、確かな情報は出しますよと、ただうわさである情報というのは、行政としては出すことは非常にまずいんじゃないかなと思っております。さっき、ほかの市町村の話もあったんですが、恐らくほかの市町村も同じように名前等の公表はしていないと思えます。新聞等で施設、これは施設の



責任でクラスターが発生したとか、そういうのは施設の責任でやっていると思います。これは行政がやっているわけではないと思っております。村としても、やはり隠している情報というのは今ないというのを御理解いただきたいと思います。

○ 副議長（安里重和） 吉浜 覚議員、残り時間あと10秒、よろしくお願いします。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 先ほど県の情報の発信がね、今保有者が5名だと、これがなくなったかというのはないので不十分です。

○ 副議長（安里重和） 以上で8番 吉浜 覚議員の質問を終わります。

---

○ 副議長（安里重和） 休憩します。

（午前11時22分）

---

○ 副議長（安里重和） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時33分）

---

◇ 友 寄 景 善 議員

○ 副議長（安里重和） 次に4番 友寄景善議員の一般質問を許可します。4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 去る6月定例会において、私は一般質問を控えました。大宜味村が新型コロナウイルス対策関連業務として様々な課題の対応に追われ、多忙を極めている最中であり、また不要不急の外出自粛や休業要請等が求められている時期でありましたので、私は不急の質問を控え、村がコロナ対策関連業務に、より力を注いでほしいとの思いがありました。村としましては今回のコロナにつきましては、前例のない、本当に対応に戸惑ったことだと思います。対応の仕方も賛否いろいろあると思います。感染防止対策、あるいは経済対策等、賛否両論ある中、これからもいろいろ試行錯誤しながらの対応になると思いますが、引き続き頑張ってもらいたいと思います。最近は当時と少し状況も変わりましたので、一般質問をさせていただきます。

結の浜地区は、塩屋湾海外の公有水面埋立事業により、村民の大きな期待を受け新たに誕生しました。埋立て完成から13年余が経過しましたが、まだ利用されていない区域や今後の土地利用の方法に疑問がありますので次のことを質問いたします。

①結の浜地区は、埋立て申請時の土地利用計画から二転三転して事業が進められていますが、土地利用計画の変更方法、手順ですね。そして最新の土地利用計画はどうなっているのか。

②最新の土地利用計画に基づき、今後、整備を図らなければならない、残りの用地の進捗状況及び工程表はどうなっているのか。

③利用されていない空き地や更地、さらに雑草や灌木が生い茂り、土木工事等から発生する土砂置き場となっている現状も目立ち、土地利用計画とは全く違う形で利用されている区域が存在しますが、どう認識しているのか。以上、3点お伺いいたします。

○ 副議長（安里重和） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

①の最新の土地利用計画につきましてでございますが、事業計画立案を検討し、必要に応じてその経過、状況を村広報紙やホームページによる情報公開を行い、施策説明会等や住民説明会などにおいて住民との意見交換を行います。関係法令に該当するものはその手続を行い、許可を得て進め、庁議による決定を行います。

②につきまして、最新の土地利用計画と残りの用地の進捗及び工程につきましては、併せて回答させていただきたいと思いますが、北側の4校区につきましては、当初は学校用地でありましたが、学校建設の際、学校用地と運動公園の計画位置を変更し、現在進行している事業を優先して村の財政計画等も踏まえた事業着手を考えております。南側の産業用地及び村民海浜公園である位置については、御承知のとおりホテル企業を誘致し、平成30年2月に出店協定を結び、双方で事業検討を進めているところで

す。庁舎建設予定地については、現時点では計画未定地となっておりますので、その他の未利用地と併せて、村の人口目標や理念達成のための施策を検討していきたいと考えております。

③につきましては、残土が置かれている状況については、今後も施設整備の際の造成工事や防風防潮林の計画はありますので、関連する事業へ活用できるものとして財政負担軽減を考え、受け入れたものです。更地である現状につきましては、やはり早めに計画を定めて執行していかなければならないところではございますが、ここ数年の村の動向、優先する施策、財政面、社会情勢などを踏まえ慎重に、より効果の高い施策となるよう検討を積み重ねて取り組んでいきたいと考えております。

○ 副議長（安里重和） 4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 土地利用計画はちゃんとした図面があると思いますが、この長い間、二転三転して変わってきておりますので、最新の図面というんですか、帳簿みたいなものは公表というんですか、図面を示すことはできますか、どうですかお伺いします。

○ 副議長（安里重和） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） まだ計画途中のものもありますけれども、示すことは可能です。

○ 副議長（安里重和） 4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 土地利用計画を見直すときは、やはり村長の答弁があったように、広く住民の声を聞いて、時間をかけて、庁議だけで決定するのではなくて、その計画に至るまでは広く村民の意見を聞きながら、専門家の意見を聞きながら土地利用計画は定めるべきであります。そして現状はどのような土地利用計画があるのか、ちゃんとした図面に落として、基本構想でもいいですので、ちゃんと図面を示して、村民に周知して今後の土地利用はどうなっているかというふうなことを明確に示してほしい。今村民は、どうなっているのかということではっきり分からない。この土地がどうなるのか分からないというふうな状況でありますので、土地利用計画図をしっかりと示してほしい。といいますのは、第4次基本構想では土地利用計画は約1ページでありましたが、第5次はちょこっとしか載っていないので、はっきり言って。虫眼鏡で見ても見えない、字が判読できない。恐らく顕微鏡で見ても文字が判読できない。やはりこれは見せるためにありますから、もっとスペースを取って、はっきり村民に分かるようにこの土地利用計画図を示してほしいと思います。

昨年9月議会で結の浜地区の北側の防風林、防潮林の計画について、私は一般質問をしましたが、それに対する村長の答弁は、現時点、計画はございません。今後、結の浜地区の土地利用計画の見直しを

行うこととしておりますので、防風林、防潮林の整備については、今後の進捗に応じて検討してまいりますと答弁されています。ところがですね、護岸緑地の整備計画は、埋立て当初から存在しております。平成25年3月には大宜味村結の浜公園スポーツ拠点整備計画が策定されています。これですね、副村長は当時担当課長でよく御存じだと思いますが、この大宜味村結の浜公園スポーツ拠点整備計画が策定されていますが、策定委員会は5名の学識経験者を含め、村内各種団体、村民代表など、17名で構成されました。3回の住民検討会議や2回の村づくり検討委員会などで様々な意見を聴取し、1年数か月余を経て策定された計画です。この詳細な整備計画に基づき、現在の海浜公園と護岸緑地の整備が進められてきました。しかし、安根川右岸の北側と塩屋漁港側がまだ事業執行されずに放置されているのが実情ではありませんか。植栽をして、防潮、防風林の機能を果たすまでは長期間を要することから、優先的に事業を進めるべきであります。事業を進めるに際しては、苗木や樹木を確実に確保するため、育苗や樹木の根回しなど、事前に関係業者と調整をしておく必要もあります。年中植え付けできるわけではありません。植え付けの適切な時期があります。建築資材や土木資材とは異なり、いつでも確保できるものではありません。前もって周到な計画を要しますので、一日でも早く対応すべき課題だと思います。

現状の土地利用計画、安根川河口付近の土地利用計画では、汽水域の親水空間を生かすゾーンとしてボートやカヌーなどの寄港先、休憩、学習空間などと位置づけられ、階段あるいはスロープ、河口広場、護岸緑地の土地利用計画があります。これは平成25年3月に策定された公園スポーツ拠点整備計画にもあります。しかし、現状は手つかずで周辺はススキが生い茂り人を寄せつけない状況でもあります。この安根川河口は釣りの好ポイントで、路上駐車が多く危険であります。そのために駐車禁止の立て看板や埋立地への侵入を防ぐロープやバリケードが張られ、釣り人を一方的に閉め出している現状で、私は配慮が足りないと思います。埋立てにより失われた癒やしや楽しみの空間を逆に取り戻さなければならぬはずで、土地利用計画にあるように、水に親しむ親水空間として、暫定的でもいいですから、釣り人や行楽客のために最低限の仮の駐車場を整備する必要があると思います。そうすることが埋立てにより失われたことへの見返りにもつながるのではないかと思います。この点について、村長はどうお考えですか、お伺いします。

○ 副議長（安里重和） 村長。

○ 村長（宮城功光） 本当に、毎日そこを通っていますからすごく違和感を感じるんですけども、残土の仮置き場という形で活用されているんですけども、しかし、今の状態ではちょっと見た目も、景観上もものすごく悪いなという感じを受けています。今後、この施設で仮置きとかそういう、する場合には今のススキとかそういうものもできるだけは整地して、さっきあったように駐車場に活用するなり、いろんな活用できるような対策をしないとイケないんじゃないかなと、私も毎日そういう感じを受けています。できるだけ費用がかからないような方法で護岸の築山ですか、向こうのほうの整備もこの残土を活用してできるように事業を進めていきたいと考えております。とにかく今の状態では村民が見ても、やっぱりほかから来て、せっかくなすばらしい埋立地でありながらこうしてススキ林という感じになっているというのは大変申し訳ないなという感じを受けております。今後、できるだけ早い時期にこの土地が有効活用できるように、あるいはスポーツ公園が整備できるまでにはある程度の利用が可能な状態にしたいなというふうに考えております。

○ 副議長（安里重和） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） この釣りの方々がいらっしゃるとか、そう

いったところの質問にお答えしたいと思います。結の浜土地利用の中で、村道が走っている、幹線ですね、走っているところで路上駐車がかなり目立っている状況がございます。これは実は以前からあって、駐車スペースとして設けた部分ではない北側の位置ですね、残土が置かれている場所、勝手に侵入されるなど、かなり安全対策とかというところも苦慮して対応しようとしていたところでした。また北側の護岸沿いの防風防潮林のところでも本当に工事業者であったりとか、勝手に入ったりとかして、奥まで誰が入っているか分からない状況ですね、そういった状況にもなっていて、さらに釣りをしているとかあって、護岸のほうに下りていくというところで、管理面でなかなか難しい部分があって、やはりそこはしっかりロープで閉めざるを得ないという状況になりました。また、今年度は特にコロナウイルスの状況で3密の回避ですね、そのためにも閉めなければいけないというのが、早急にやらなければいけないと。特に釣りの客は結構な数が来ましたので、そこで密集するのを防ごうというところで、まずは、今年度はロープをして、あとバリケードしたり、ソフトコーンといってポールですね、立てさせてもらったりしています。ただ、今後、そのままの状態ではよくないというところと、ただし、そのままの状況にしなければいけない状況があります。歩道の駐車がそのとき、現在でも見られるわけですね。特に学校の前であったりとか、釣りをする方々が学校の門の前に止める状況があります。そういったところもこの結の浜一帯にそれが広がっていますので、それを防ぐためにはどうしても今のようなロープで塞いだりとかポールで塞いだりとかと継続しなければいけない状況ですので、そこは皆様に御注意いただきながら、御理解いただいて、村民へ普及してもらいたいと思っています。今後、釣りの方々とか結の浜に来て、埋立てのところから癒やしを求められるというところも、このスポーツ公園計画の中でももちろんうたわれておりますし、ただ、それを運用していく、運用してくれる事業者が必要になってきたりもしますので、我々も先日、そういった話はさせてもらっている部分もありますので、ただ、今、財政面とかそういったものも含めて今すぐできるものではないんですが、今後もちろん検討させていただいて、エコツーリズムとかにつなげられるような事業を検討していきたいと思っています。

○ 副議長（安里重和） 4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 今、安根川河口周辺では様々な問題、課題が出ているんですが、これはなぜかという、やはり村が土地利用計画に基づいて事業を執行しないから荒れて、いろいろな課題、問題が出てきているわけなんです。だからこの土地利用計画、これは私個人の意見じゃないですよ。先ほど示した計画書、立派な計画書があるんです、詳しく。これで計画してなぜ実行しないのか。計画は立てるために、お金を使うためにあるわけじゃないんですよ。やっぱり計画を実行する。一日も早く実行するためのものですので、早めに計画を実行して、向こうの土地利用を適切にしていきたい。そうすると問題、課題もすぐ解決されるというふうに私は思います。

それでは、ちょっと私の意見というか、思いを述べたいと思いますが、私は上原区に住んでいますので、高台にあるマーランガーを通り結の浜を見下ろしながら国道へと下りていきます。その際は、遠方に本部半島や屋我地島、古宇利島等、古宇利大橋、伊平屋、伊是名、伊江島などの美しい島影が必然的に目に入ります。いつも見慣れた風景ですが、その美しさには心が癒やされ感動します。ところが、足元の結の浜を見下ろしますと、雑草や灌木が生い茂り荒れ放題の状況が否応なく目につきます。自動車が通れば内部は見えませんが、高いところに上りますと内部丸見えです。この絶景と荒れ地、その落差が大き過ぎます。東日本大震災等の津波の被災者がこの荒れた荒涼とした光景を目にすれば何と違うのでしょうか。悪夢を呼び起こすのではないのでしょうか。そういう荒涼とした土地になっているとい

うことを役場は認識していただきたいと思います。当地は、海岸国定公園に指定され、またやんばる国立公園に接し、世界自然遺産候補地にも近く、世界から注目されている中、荒地のまま長期間放置されることは大きなイメージダウンであり、マイナスになると思います。雑草を除去するなど、早急に環境整備を図り、適切に管理すべきです。安根海岸一带は沖合にリーフが広がり、海岸線との間の浅瀬であるイノーは多種多様な魚介類を育んできました。地域住民は日常的に海と接し、潮干狩りや釣り、そして夜のイザリ漁などを通して海の恵みを得る楽しみの場所であり、癒やしの空間でもありました。海岸線はどこも釣りのポイントで、チヌやタマン、ヤマトビーなどが釣れ、魚釣りの仕掛けで珍しくも大きなタコも釣れました。ボートからのルアー釣りではイシミーバイがよく釣れました。わずか12グラムのスプーン状のルアーで4キロほどのタマンが釣れるなど、タマンの好ポイントでもありました。塩屋区在住の人が塩屋の浜辺からサバニをこいで安根の海へ行き、網を仕掛け、大漁したことを本人から聞きました。私も大宜味区の浜から手こぎのボートをこぎながら、結の浜海浜公園の沖合まで行き釣りをしていましたので、海中や海底の状況は庭のように把握しておりました。また、海岸線と接する区域は小石などが広がり、イチブルと呼んで絶好の潮干狩りの場所でありました。ここではハキンナーといって石ころや砂をかき分けて紫色の2枚貝であるマスオ貝を潮が満ちてくるまで掘り出し、採れた貝は海水を入れたバケツにつけながら自宅に持ち帰りました。これはすぐには食べられません。内部に砂が残っており、一晚砂を吐かせてから翌日の食卓に上りました。特に11月頃から翌年の3月にかけては潮が大きく引く夜の時間帯に行うイザリ漁は昔から続いてきたこの地域の伝統的な漁で、小型のタコであるシガイやブシガイ、甲イカのクブシミが気軽にたくさん捕れました。波打ち際には近くの川から下りてきたモクズガニも見られました。ふ化のため海に下りてきたものと思われます。イザリ漁は冬の夜の風物であり、いつまでも続いてほしい、かつ残してほしい文化でありました。

このように、埋立て以前は豊かな自然に囲まれ、海からの恵みを得、行楽や癒やしの空間として、あるいは生活の糧として四季を通して地域住民の生活に溶け込み、庭のような場所であり、貴重なかけがえのない存在でありました。いつまでも残してほしい空間でありました。大宜味村は平坦地が少ないという大きな課題があり、平坦地を確保して中心地区を形成し、村の発展に資するという名目で海が埋め立てられ豊かな自然環境が消滅しました。埋立工事は、周囲を護岸で囲んで進めたため、魚類やウミガメが逃げ場を失い閉じ込められ、その一部は人々に救われて外海へ放されたようです。しかし、海底の岩場の中に住むタコ類や地中に潜る貝類は土砂とともに無残にも、まさに地獄へと葬られました。このように大きな犠牲の上に結の浜が誕生したことを肝に銘じなければなりません。そうであるので、その代償としてこれまで以上に価値の高い、そして地域住民を十分納得させるような土地利用を早急に実現させなければならないはずです。しかし現実には、雑草や灌木が生い茂り荒地となっています。村の発展のためと言いつつ、いつまでも利用計画が進まずそのまま放置されるなら、元の豊かな海に戻してと叫びたい思いです。

大きな犠牲の上に誕生した結の浜の土地利用は、村の3つの重点施策の一つに挙げられており、村民の期待の大きいものがあります。後回しにせず、村の福祉向上と活性化につながるような事業を優先的にかつ強力に推進すべきであると指摘して質問を終わります。

○ 副議長（安里重和） 以上で4番 友寄景善議員の一般質問を終わります。

◇ 大 城 佐 一 議 員

○ 副議長（安里重和） 次に1番 大城佐一議員の一般質問を許可します。1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 一般質問を行います。

学校の緊急時の危機管理体制について。

現在日本では、毎日およそ200人が心室細動という不整脈によって突然命を失っていると言われている。突然心臓が止まった人を救う鍵となるのは現場に居合わせた人が、いかに早くAED（自動体外式除細動器）を使って措置するかどうかであります。日本ではAEDの普及率世界一と言われており、2004年からは一般市民も使えるようになり、医療機関や消防機関を除く公共施設（商業施設や学校、駅、空港など）には全国で合計約50万台以上のAEDが設置されている。心肺停止は病気だけが原因ではなく、スポーツやレジャー中の事故がきっかけで起こることもあると言われてはいますが、学校では体育活動や部活動などの重大事故等を想定した危機管理体制はどうなっているのかをお伺いいたします。

○ 副議長（安里重和） 教育長。

（米須邦雄教育長 登壇）

○ 教育長（米須邦雄） お答えします。

現在、大宜味小中学校では、AEDは玄関と小学校の保健室、中学校の職員室、それから体育館の4台を設置しております。これはやっぱり、万が一に備えてまた5月に予定でしたが、その講習会でですね、今回はちょっとコロナ関係の観点からできませんでしたが、今後ともそういうことを、万全を期していきたいと思っております。その重大事故等を想定した危機管理体制については、その学校において、その学校の教育計画の中、保健の部分で、事故の処理に応じたマニュアルをつくっております。そしていろいろな事故等については、そのマニュアルに沿った対応することにしております。以上です。

○ 副議長（安里重和） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） これは学校でのAEDの設置状況は以前にも統合してから、この4か所の学校、中学校のもの、5台をどこに設置しているかということで、学校内に4か所と、教育委員会内に1か所ということで話は聞いておりますが、今の教育長からの答弁では、学校の玄関、各小学校、中学校の職員室、体育館に設置されているというふうに思っておりますが、今、教育長から学校のマニュアルに沿っていろいろやられるという答弁もあったんですが、こういったですね、これは埼玉県のもですが、体育活動時における事故対応テキスト、ASUKAモデルという事故に対応するこういうマニュアルが、大変いいものができております。これはなぜこういうふうにできているかということ、ある日突然、私はテレビを見ていましたら、これは6月頃でしたか、NHKの「逆転人生」という番組の中で、「娘はなぜ死んだ？学校との対立の果てに」というサブタイトルであったんですが、これはこの平成23年の9月29日、さいたま市内の小学校6年生の、名前のおりモデルになった桐田明日香さんが、駅伝の課外練習中に倒れ、救急搬送された後、翌日の30日に死亡するという大変痛ましい事故が起きているわけです。そしてこの事故に対する、明日香さんが倒れた当初、学校での対応が、現場で指導していた教員等が、脈がある、呼吸があると捉えたことから心肺蘇生及びAEDの操作を実施していなく、約11分後の救急車到達時に心肺停止状態になっていたことから、対応が適切であったか、その明日香さんのお母さんがあまりにもこの学校の対応のまずさに、本当に納得が行かなく、自分も看護師の仕事をしている手前、相当疑念を生じ、学校と本当に、この真相究明を求めて裁判まで起こすことまで考えていたんですが、この学校の学校長、学校現場から説明拒否されていることだし、さいたま市の教育長もぜひこの家族と、

遺族とお話ししなければいけないということで、本当に教育長の魂のこもった対応をきっかけにこの実態は逆転して、本当にタイトルのとおり逆転の人生、最初は幸せからどん底に落ちる、不幸になる逆転かなと思ったら、そうじゃなくて、一般の親だったら、私もそうですが、学校の対応がまずくて自分の子供が亡くなっているんだから、本当に最後まで対立するのが私は当たり前と思ったんですが、このテレビを見て、この遺族の方に本当に何度か感銘を受けてこの質問をやりたいというふうにすぐ思ったわけなんです。この教育長といろんな、明日香さんの死を無駄にしないために、共に新たな救命マニュアルをつくろうと決意し、対立から連帯へ、涙と感動の逆転劇ということでこのテレビ番組はあったんですが、そこについて、こういった学校側としてはそういうふうな緊急時に対しての教員、特にAEDが玄関、職員室、体育館ということで、体育館のスポーツは目の前にあるからいいわけですが、例えば明日香さんも、運動場で、駅伝の選考会ですか、1,000メートルを走った後にすぐ倒れているわけです。そういったことから玄関と、例えばグラウンド、連絡の時間に対しての連携方法とか、そういうのはどういうふうにこのマニュアルの中にあるのか、その辺を聞きたいと思いますのでお願いしたいと思ます。

○ 副議長（安里重和） 教育課長。

○ 教育課長（宮城 豊） お答えいたします。

まず、先ほど最初の答弁のほうで、そのAEDの使い方に関して、今回はコロナ関係でできなかったということでありまして、通常であれば毎年1回、そのAEDの講習会を全職員において講習を行っているところであります。今朝も、国頭地区消防本部とお話させていただいたんですが、緊急事態宣言が下ろされたということで、今後、教育委員会、学校から要請があれば可能かどうかということをお伺いしましたら、ぜひ早いうちにAEDの講習会はやっていきたいと思いますという話も聞いております。先ほど議員指摘の緊急体制はどうなっているかということで、体育であるとか、部活動発生時には教育計画のほうのマニュアルがありまして、連絡体制、居合わせた教員がすぐ養護教諭、もしくは担任、また受けたほうで救急要請、また担任は保護者へ、校長、教頭は仕事は云々というところで、連絡体制のマニュアルは計画上ございます。しかし、やはり緊急ともなると、どうしても気が動転して、先ほど来、議員のおっしゃっているASUKAモデルの中にも、私も初めて聞いたんですけども、死戦期呼吸、これはあえぎ呼吸と言って、なくなる前のけいれん、これは呼吸していると勘違いしてこの明日香さんもAEDとか、心肺蘇生をしないでそのまま放置したため亡くなられたということも聞いております。やはり養護教諭含め教員も、1回だけの講習を受けたから全て万全ということにはならないと思ます。このさいたま市の取り組んでいる、教育委員会で取り組んでいるモデルというのはかなり、やはりものすごく緻細で、いつ、どういうことが起きたときにこう行うという、きっちりしたところまでのマニュアルがそろっているという具合に感銘を受けました。議員の指摘の緊急体制に関しては、学校、小中共に教育計画を基にそういう体制は整えております。また、先ほど言ったように訓練等も併せて今後も計画して、実践してまいりたいと考えております。

○ 副議長（安里重和） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 学校でも課長から示されたとおりにちゃんとマニュアルはあるということでありまして、しかし、今説明にあったとおりに学校でも講習会は行われているということで、これは国頭地区消防の講習状況というもので、令和元年は講習会が行われております。これは小学校3年生、6年生ということであるんですが、30年度も、この資料から見ると小学校ではこの講習会や訓練は行われている

んですけど、しかしこの学校で、今、やっぱり連絡体制ということであったんですが、課長からあった死戦期呼吸というのは、これから僕も言おうと思ったんですが、今課長から説明あったんですが、この緊急体制で現場にいる教員は、これからもう、このASUKAモデルの中では教員には携帯を持たせたらどうかということで、最近はどうなっているのか。携帯はちょっと授業中とかはあれですけども、体育、外にいる教員は携帯を持たせて、早めに連絡体制が取れる状況に持っていったらどうかというふうに思っております。これはなぜかという、心肺停止した人はもう1分1秒を争う中ですので、心肺停止して1分以内に一時救命処置を行われれば、ほとんど、100%社会復帰できるという報告もあります。これが2分だと90%になるという報告もありますし、この心肺蘇生、一時救命処置とAEDを使った1分以内であれば100%、確実に大丈夫という報告もありますので、ぜひすぐ、1分1秒で連絡取れるような体制で体育教諭、課外の部活動をしている教員などには携帯電話は個人のものなのか、この専用の携帯電話をつくるのか、とにかくこういった早めの処置、心肺停止したら1分1秒を争うものですので、早めの処置をお願いしたいと思います。この死戦期呼吸と、課長からあったんですが、これも、明日香さんも倒れてじきに呼吸があったと、脈があったと教員、職員が勘違いしたわけですね。それは、この死戦期呼吸というのは、例えばお互いが100メートルも、200メートルも全力疾走で走ったときに、普通は鼻で息するんですが、口を大きく開けて、呼吸も速くして脳に酸素を早く送ろうとすることがあるんですが、死戦期呼吸ももう心停止はしているんですが、人はやっぱりもうかくかくして、脳に酸素を送るあれはやっているんですよ。しかし、心臓が動いていないものですから酸素は行き渡らないわけですね。そこを顎と、動いているものだからこれを呼吸している、まだ大丈夫、生きていう勘違いからこういった死亡の例がたくさんあります。これは明日香さんのお母さんが隣の、この近くの、埼玉県の行田市の人と話をしたんですね。そこの中学生も突然教室で倒れたんですが、こういったことで心肺蘇生をやらない、AEDの措置もしない。そこで重度の障害が残って今でも容易に明日香さんのお母さんと交流しながら危険時の対応についての話し合いは持っているそうではありますが、本当に死戦期呼吸というのは、いろんな死亡例がありますね。ある学校では野球の女子マネジャーの死亡が、AEDを使えば生きていたにもかかわらず、この死戦期呼吸を勘違いして、女子生徒が練習直後に倒れて死亡した例とか、いろいろ皆様も御存じとは思いますが、ミニバスケットの大会でも……、これはまた別の問題で。試合中の審判が突然倒れたにもかかわらず、傷病者には死戦期呼吸の一つである下顎呼吸、この下顎の呼吸とですね、口をぱくぱくした呼吸、こういったもののサインをぜひ早めに見極めて、心臓マッサージを施すことが大変重要なポイントとなりますので、今後、学校側としてもぜひ、このASUKAモデルを、小さな命を託したあれを大切にですね、今後も学校の教育に生かされればいいと思っておりますが、今後、先ほど言った教員の携帯電話の携帯をどういうふうにとられるのか。また、役場でも今の課長にもいるし、職員にもいるし、体育の時間だけじゃなくて部活動の中でもいろんな指導者がいますので、野球にしる、バレーにしる、テニスにしる、こういった指導者も併せて、職員、教員一緒にマニュアルの勉強会をして、ぜひ徹底したマニュアルをつくってもらいたいと思います。先ほど国頭地区の消防士の講習会もあるんですが、今後このASUKAモデルでは、消防職員じゃなくて教員が先頭になって、この教職員、子供たちまでも幼児教育というのか、学校の中でこういった勉強会をしたらどうかというふうに言われておりますので、その辺はどういうふうな捉え方を持っているのかお聞きしたいと思います。

○ 副議長（安里重和） 教育長。



○ **教育長（米須邦雄）** 議員おっしゃっていた、そのテレビ番組「逆転人生」ですね、私も非常に好きな番組で毎週見て、たまたま見ていて非常に深い感銘を受けました。やっぱり同じ教育長としてどう対応するかと考えたときに、先ほど課長から説明があったように、学校の中で、教育委員会の中で8項目についてのマニュアルがつくられています、これは具体的に本当に訓練というか、やっているのは地震、津波とか、あるいは不審者侵入であるとか、そういう部分全てにおいては厳しいというところもあって、実際現場ではそういうことでなかなか全部についてのことはできませんが、さっきおっしゃったAED関係については一刻を争うということなので、この辺は早速、毎月1回、校長、教頭を含めての管理職研修会をしています。あと、また校内研修というのもあります。そういう中でASUKAモデル、その中では中学生以上も対象にした、中学生がも対応できるようなこういう研修会とかをやったらどうかという、そういう提案がされています。それらも含めて早速来週の管理職研修会の中でも一応話を出して、そういうものを設置しながらASUKAモデルを提案しながら、あとまた校内研修の中でも十分そういうことができるように、学校現場等と一緒に考えていきたいと思っています。

○ **副議長（安里重和）** 1番 大城佐一議員。

○ **1番（大城佐一）** ぜひですね、今後、このASUKAモデルをモデルとして、各職員が緊急時の対応をぜひ学んでほしいと思います。さいたま市ではこのASUKAモデルが誕生してから、小学校5年生、6年生、中学生と教職員による段階的なBLS普及が進められており、このBLSは第一次救命措置ということでありまして、大体心肺蘇生が中心と思うんですが、こういったあれをさいたま市では行っているという、現場から突然死ゼロを目指してこういう事業も取り入れているみたいでありますので、ぜひ今後とも取り組んでほしいと思います。おしくも、このさいたま市の体育時におけるテキストですね、ASUKAモデル、これができた日は偶然なのか、これに合わせてつくったのか。明日香さんが亡くなった日にこれは発行されております。平成24年の9月30日、亡くなった日、ちょうど1年後に発行されております。このテキストについて、さいたま市の教育委員会に電話して、この冊子があればぜひ送ってほしいということで。担当も変わってもう、平成24年だからそのときに各市町村じゃなくて、沖縄県の教育委員会には送った、都道府県でも1件ですね、都道府県の教育委員会に1件は送った気がしますということであったので、このASUKAモデルのあれからダウンロードして僕も出したんですけども、ぜひこれを参考にしてもらいたいと思います。沖縄県の教育委員会に来ていれば、各市町村にも行き渡っているかなと思ったんですが、課長に確認したらあまりこれは見た覚えがないということでありましたので、この発刊に当たってさいたま市教育委員会の教育長の御挨拶があるので、これを読み上げてみたいと思います。御遺族が医療関係者であったこともありますが、何よりも御遺族自身が明日香さんの命に報い、真に生かすために教育委員会と協力して、学校の安全度を高める努力を続けたいという強い意志をお持ちいただいたことがあります。事故後、私は教育行政を進める責任者としてお子様を「ただいま」と元気な姿でおかえしできなかったこと。かつ事故当初、情報の確認などが不十分で御遺族に大変不愉快な思いをさせてしまったことをお詫び申し上げましたが、御遺族はそれを受け入れていただいただけでなく、その後、献身的に私たちの取組に協力してくださいました。そうしたことから出来上がったテキストは「ASUKAモデル」という愛称がついています。広く学校関係者に活用していただけるよう、行動指針となるよう配慮して内容等を考えました。ぜひ、積極的な御活用をお願いしたいと思います。本当に逆転人生を、自分の娘が亡くなったこともあるんですが、そこを逆に娘の死を無駄にしなくて、今後こういういいマニュアルができることを、頑張った御遺族のためにもぜひこれ

を活用して、我が村からこういった死を招くようなことがないようにお願いして終わりたいと思います。

○ 副議長（安里重和） 以上で1番 大城佐一議員の一般質問を終わります。

◇ 宮 城 良 治 議 員

○ 副議長（安里重和） 次に2番 宮城良治議員の一般質問を許可します。2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 屋古集落内改善点について伺います。

①大雨・台風時は屋古区入り口は毎回側溝の蓋に木の葉などが詰まり冠水しているため、蓋を変えるなど改善できないか伺う。また公民館裏手側の側溝の深さが25センチ、幅が35センチと浅いため、たまに冠水し、付近の住宅の浄化槽の蓋が浮き、汚水が出るなど、生活環境にも影響を及ぼすため、側溝をもう少し深くするなどの改善ができないか伺う。

②屋古区旧道の陥没場所はだんだん大きくなっているように思えるが把握しているのか伺う。また集落内道路の陥没箇所では夜間に足元が見えず転倒者も出ているので早急に対応できないか伺う。以上です。

○ 副議長（安里重和） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

まず、①については、屋古区入り口の冠水対策としての考えについては、山からの水による影響が大きいと思われます。現地を確認の上、対応を考えていきたいと考えております。また、木の葉等による詰まりについては、屋古区の住民の皆さんに協力をお願いし、日常の清掃等側溝に詰まる葉っぱや小枝などの除去に協力していただきたいと考えています。

また、図2の側溝につきましては、予算措置ができるか検討をしております。

②につきましては、陥没箇所については、以前に修理した箇所でも、陥没が起きていることは認識しております。陥没箇所でも転倒者も出ていることから早めの対策を考えていきたいと考えております。

○ 副議長（安里重和） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） ②ですけれども、陥没箇所は旧道なんですけれども、そこは多分、県管理の場所で、そこは村としては把握していますよね。

○ 副議長（安里重和） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） 国道331号の陥没箇所については、状況としては表面上からの確認は行っております。県管理でありますので、我々としても県のほうにお話をしながらその陥没、あと集落内に入っただけの若干の夜間転倒者が出たみたいなどころに関しては、その場所の陥没については早急に対応していきたいと。村長がも答弁しているようにやっていきたいと考えております。

○ 副議長（安里重和） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 屋古の入り口付近、先ほど葉っぱなどごみを屋古の住民でやってほしいとあったんですけれども、もちろんそこは掃除とかもやっちはいるんですけど、大雨のときなどは周辺とか団地の裏手側の山から葉っぱが流れてきている状況があって、その都度、大雨のときには冠水するんですけど、その都度、そこを通る住民が側溝の蓋に詰まった葉っぱとかを取り除いて、水をはかしている状況なんですけれども、またちょっとしたら、大雨が長く続くとたまったりするんです。なので、そういう状況をどうにか対応できないのかなと思っています。それともう1点ですけれども、この屋古団地の

裏手側の水、山から来る水ですけれども、そこからの水が道を越えて畑に行っている状況もありまして、その畑というのはちょっと窪地になっているんですけれども、そこでつくっている作物なども水につかっている状況にもありますので、その辺もどうか考えていただきたいと思います。

あと、集落内の公民館裏手の側溝に関してですけれども、この近隣住民としては長年の問題とっていて、それを少しでも早く対応していただけると屋古区民の不安を取り除くことができますのでよろしくをお願いします。

最後に、先ほど課長からあった旧道ですね、そこは県が管理している場所ではあるんですけれども、ウンガミの道ジュネーとか、ハーリーのときのハーリーを運び出す道とかになっていますので、できれば次年度のウンガミまでにはどうか改善できたらなと思います。そこでできるだけ早い改善を県のほうに強く求めていただくことは可能ですか。

○ 副議長（安里重和） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） まず、最初の団地、確かに山からの水がかなり多いと、我々も把握はしているんですが、なかなか対応策が見つからずに今までちょっと対応していない状況です。今回、議員御指摘の箇所を確認してきたんですが、今のところ団地の側溝が詰まっているようでございます。それに対応して今週そこを掃除して、まずは対応していきたい。その状況を確認しながら山の水がどの辺からどういうふうな形で流れてきているのか、それも確認していきたいと思っています。公民館裏手、そこにおいても、山からの水が影響している部分が若干あるかと思っています。その水をまず断たないことには厳しいのかなと。現場を踏査しながら、今後の対応をどうしていくか考えていきたいと。

あとさすがに大雨、毎回毎回役場のほうで対応が非常に厳しいと思われまして。ですから、屋古区の区長にでもお願いして、やはり清掃活動。先ほど言った大きな水をどうにか止めることができればそういうこともなくなるのかなと思っています。

最後に、県のほうには私からもまた連絡を入れながら、村長を含めて要請していきたいと思っています。

○ 副議長（安里重和） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） よろしくをお願いします。

最後に、公民館裏手側の側溝ですけれども、山からの水もあるとは思いますが、ちょっと上って行ったところ、あそこも側溝入っているんですけれども、あそこの深さが、この前も説明しましたけれども、50センチあるんです。でもそこも葉っぱでグレーチングが詰まって、そこからの、上からの水もそのまま下に流れてきている状況もありますので、上が50センチ、公民館の前のほうが70センチ、そこからの水が集まるところが25センチというのは浅いのかなと思いますので、どうかよろしくをお願いします。以上です。

○ 副議長（安里重和） 以上で2番 宮城良治議員の一般質問を終わります。

---

◇ 大 山 美佐子 議員

○ 副議長（安里重和） 次に5番 大山美佐子議員の一般質問を許可します。5番 大山美佐子議員。

○ 5番（大山美佐子） 質問いたします。

今、学校現場の状況は。文部科学省もコロナ禍による学校教育の影響を考慮して、全国学力テストを中止しました。沖縄県教育委員会は、実施通知を自治体及び学校に出しています。沖縄の子どもを守る

会は県教育委員会にテスト中止を要請しました。やるかやらないかは学校判断に任せるとのことでした。なぜ、沖縄県だけ県独自で学力テストを実施するのか疑問と不安が起きています。学校現場が今大変な中、我が大宜味村としては実施するのかどうか、教育長に伺います。

②大宜味村の子供たちが、コロナの影響で今変化があったのかを把握しているか伺います。

○ 副議長（安里重和） 教育長。

（米須邦雄教育長 登壇）

○ 教育長（米須邦雄） お答えします。

まず、①の全国学力学習状況調査ですが、これは7月2日に教育委員会と、あと各学校長、学校との会議において全国学力、いわゆる全国学テについて協議しております。私を含めて、教育委員も含めて、教育委員会としましては、児童生徒、担任等の負担軽減、あるいは授業時数の確保のため、これは実施しなくてもいいということを学校と協議しました。そういう協議をしたんですが、その小学校、中学校の校長共に、これは今のコロナ禍の中で児童生徒の現状把握という観点や、あるいは前年度からの振り返りに生かしたいということで、実施をしたいという意向が示されましたので、私は校長の判断を尊重しました。そういうことで、今回は学力・学習状況調査に向けては、その代わり、それに向けて、その前の対策、あるいはやった後の事後の対策、そういう負担といたしましては、教員の負担を避けた上で実施をしてくれということをお願いしました。そういうことを踏まえて、事前、事後の対策をしないという中で7月の中旬ごろに小中とも実施をしております。その期間は一応きてはいるんですが。

②のコロナの影響ですが、1学期の当初ですね、やっぱり長いこと休校だったので、その休校が新しい生活様式に慣れていないということもあって、現に登校渋りとか体調不良を訴える児童生徒が数名、確かに見られました。やっぱりその中で先生方や保護者の理解とか、関わり方、連携のおかげで現在は少しずつ慣れてきて、新しい生活様式に合わせた学校生活を今取り戻しつつあるという状況です。以上です。

○ 副議長（安里重和） 5番 大山美佐子議員。

○ 5番（大山美佐子） 文部科学省は、学力テストを中止し、使用する予定であった問題冊子等は各自治体や学校判断で有効活用するよう通達しています。それにもかかわらず、県教育委員会は独自で実施を決定していました。学力テストは2007年から全国で行われています。税金500億円を投入し、そのお金がベネッセなど、2社ですけれども、企業に流れているのです。学校は休校で遅れた授業を取り戻すため必死、学力テストの実施や採点は教師にとって負担となり、子供たちにも心理的な影響を及ぼしています。今、教育現場に求められているのは全ての子供たちが安心して学校に通えることだと思います。大宜味村はもう実施をしたわけですね、7月に。したということですが、先生方の採点の不安というのもすごく大変なことだと思いますが、先ほども言ったんですが、今教育現場に求められているのは全ての子供たちが安心して学校に通えることですが、そのことについて、再度教育長に伺います。

○ 副議長（安里重和） 教育長。

○ 教育長（米須邦雄） 全国学テについては、全国各地でいろんな議論があることは承知をしております。その是非を巡ってですね。その全国学テで始まって、最初のころ沖縄県の評価というのは非常に低かったです。それが何年かしていくうちに、全国並みの学力という、その数値が出てきました。その全国並みになったというその背景には、いわゆる学テで点を上げるために、事前に授業をすとか、あ

るいはまた事後にこういう先生方の負担が多いとか、そういうことが問題視されてきていました。それで私は、個人的にもそういうものはよろしくないだろうと、教育長の立場として考えております。それで今回は、しなくてもいいという判断をしましたが、やっぱり学校側としては一つの資料としたいと。あるいはまたコロナ禍の中での現在の状況を把握したいという思いがあって実施をしています。先ほど申しましたように、その代わり事前、事後の教員の負担、子供たちの負担がないようにということを再三申し上げてやっております。そういう中で、今回、確かに教員の負担という面もあったんですが、その代わり、例えば事後の採点とかですね、この辺は学習支援員という周りの人たちにお願ひして、担任個人にはそういう負担がかからないような、学校全体で取り組んでいくという対応をしています。次年度以降についても、今度どうするかということですが、今後またじっくりと時間をかけて考えていきたいと思ひます。

○ 副議長（安里重和） 5番 大山美佐子議員。

○ 5番（大山美佐子） この学力テストで、沖縄県が47位から6位までになったことが2013年にありますけれども、でもそのときの子供たちの心境はとても大変なもので、学力テストに追われて学校行きたくないやとか不登校になるとか、そういうマイナス的な考えの子供たちが弊害的にあったことも分かったんですけど、今、学校行事が減ったり中止になったり、部活動の大会が中止になったり、学校の授業についていけなくなって不登校になったり、生活リズムが崩れ、学校生活適用に困難を抱えることが懸念されています。でも、大宜味村では少しは、先ほど教育長がおっしゃったように体調不良とかそういうのも出てきてはいますけれども、今必要なのはスクールカウンセラーなんですけど、大宜味村はスクールカウンセラーを配置しているのか伺ひます。

○ 副議長（安里重和） 教育長。

○ 教育長（米須邦雄） スクールカウンセラーにつきましては、村独自のそういう配置はありません。ただ、月1回ですか、県のほうで、北部地区を順繰り回ってきて、そういう形で対応しているということです。

○ 副議長（安里重和） 5番 大山美佐子議員。

○ 5番（大山美佐子） 今学校は、学校長と教育長が予算を確保した上で、教師の創意工夫も奨励し、各現場のほうに文脈の合ったことから行ふ。学力テストの算数、数学、理科とかじゃなくて、郷土芸能も田舎にはいっぱいあるし、そういうのも取り入れながら先生方の苦勞も少し、学力テスト、学力テストに追われるんじゃないで、先生方の氣も少しは余裕を持つようなことを要望して、質問を終わります。

○ 副議長（安里重和） 以上で5番 大山美佐子議員の一般質問を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○ 副議長（安里重和） 本日の日程は、全て終了しました。

本日は、これにて散会します。

御苦勞さまでした。

(午後 0時47分)

## 令和2年第6回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 令和2年9月15日

### 1. 開議、散会の日時

開 議 (令和2年9月15日 午前10時00分)

散 会 (令和2年9月15日 午前11時19分)

### 2. 出席議員 (9名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 宮 城 良 治

4 番議員 友 寄 景 善

5 番議員 大 山 美佐子

6 番議員 大 城 邦 彦

7 番議員 宮 城 貢

8 番議員 吉 浜 覚

9 番議員 安 里 重 和

10番議員 平 良 嗣 男

### 3. 欠席議員 (1名)

3 番議員 仲井間 宗 利

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 教 育 長 米 須 邦 雄

副 村 長 島 袋 幸 俊 教 育 課 長 宮 城 豊

総 務 課 長 知 念 和 史 農 業 委 員 会 事 務 局 長 花 田 義 徳

財 務 課 長 真 喜 志 亮 監 査 事 務 局 長 大 嶺 実

住 民 福 祉 課 長 佐 久 川 紀 亮 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 知 念 和 史

企 画 観 光 課 長 兼  
プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長 福 地 亮

産 業 振 興 課 長 花 田 義 徳

建 設 環 境 課 長 新 城 寛

会 計 課 長 宮 城 敦

### 5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 任 前 田 望

6. 議事日程（第3号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	諮問 第1号	人権擁護委員の候補者の推薦について	質 疑 付 託 省 略
2	議案 第37号	大宜味村農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を少なくとも4分の1とすることについて	質 疑 委 員 会 付 託
3	同意 第2号	農業委員会委員の任命について	質 疑 委 員 会 付 託
4	同意 第3号	農業委員会委員の任命について	質 疑 委 員 会 付 託
5	同意 第4号	農業委員会委員の任命について	質 疑 委 員 会 付 託
6	同意 第5号	農業委員会委員の任命について	質 疑 委 員 会 付 託
7	同意 第6号	農業委員会委員の任命について	質 疑 委 員 会 付 託
8	議案 第38号	北部広域市町村圏事務組合同規約の一部変更について	質 疑 委 員 会 付 託
9	議案 第39号	大宜味村新型コロナウイルス感染症対策基金条例	質 疑 委 員 会 付 託
10	議案 第40号	大宜味村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	質 疑 委 員 会 付 託
11	議案 第41号	大宜味村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	質 疑 委 員 会 付 託
12	議案 第42号	債権の放棄について	質 疑 委 員 会 付 託
13	議案 第43号	債権の放棄について（株式会社ブルーオーシャンズ）	質 疑 委 員 会 付 託
14	議案 第44号	令和元年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	質 疑 委 員 会 付 託
15	議案 第45号	令和2年度大宜味村一般会計補正予算（第4号）	質 疑 委 員 会 付 託
16	議案 第46号	令和2年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	質 疑 委 員 会 付 託
17	議案 第47号	令和2年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	質 疑 委 員 会 付 託
18	議案 第48号	令和2年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	質 疑 付 託 省 略
19	議案 第49号	令和2年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	質 疑 付 託 省 略

日程番号	事件番号	件名	摘要
20	議案 第50号	令和2年度大川川護岸改修工事（2工区）の請負契約について	提案説明 質疑～付託
21	認定 第1号	令和元年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	質疑 委員会付託
22	認定 第2号	令和元年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	質疑 委員会付託
23	認定 第3号	令和元年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑 委員会付託
24	認定 第4号	令和元年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑 委員会付託
25	認定 第5号	令和元年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	質疑 委員会付託
26	認定 第6号	令和元年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定について	質疑 委員会付託



---

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。  
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎諮問第1号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第1 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。  
これから質疑を行います。質疑ありませんか。4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 今回の人権擁護委員の候補者の推薦についてですが、履歴書を見ますと、非常に丁寧に書かれていて、本人が人権擁護委員に対する意欲が書かれています。提案理由でちょっと知りたいことがありますのでお尋ねしますが、人権擁護委員に1名の欠員が生じているとありますが、定員は何名で、いつから欠員しているのか。そして欠員の理由ですね。これを教えていただきたいと思いません。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

欠員は、島袋晃氏のものからの欠員となっております、約1年近く欠員ということになっております。去年の1月からですね。大宜味村のほうでは2名の法務局のほうから要望というのがありまして、そこでの、その要望からということで1名の欠員ということでの推薦にしております。

○ 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 去年1月からの欠員ということで、本来ですと早めに補充というんですか、定員を満たすようなことをしなければいけないと思うんですが、人権擁護委員は非常になり手が少ないということも聞いておりますし、無報酬ということで執行部としても探すのは大変だと思います。今、コロナ感染の観点から、感染症にかかった方の個人情報とか、いろいろ人権侵害が大きく問題視されている時期ですので、できたらもっと早めに人選して、今後のコロナ感染の件もありますので、しっかり人権を擁護するという業務ですね、仕事に当たっていただきたいと希望申し上げて終わります。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

諮問第1号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって諮問第1号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についての討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを採決します。  
本件は、適任と認めると答申することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

- 議長（平良嗣男） 起立全員です。  
したがって諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦については、適任と認めることと答申することに決定しました。

---

◎議案第37号の質疑、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第2 議案第37号 大宜味村農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を少なくとも4分の1とすることについてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
ただいま議題となっています議案第37号は、経済建設常任委員会に付託します。

---

◎同意第2号～同意第6号の一括質疑、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第3 同意第2号 農業委員会委員の任命について、日程第4 同意第3号 農業委員会委員の任命について、日程第5 同意第4号 農業委員会委員の任命について、日程第6 同意第5号 農業委員会委員の任命について及び日程第7 同意第6号 農業委員会委員の任命についての5件を一括して議題とします。

一括して質疑を行います。質疑ありませんか。9番 安里重和議員。

- 9番（安里重和） 農業委員会委員の任命についてですが、全てが理由は同じ理由なんですけれども、同意第4号、宮城丈也さん、よく知っている方なんですけれども、ほかの方々は農業に従事している方々だと思うんです。丈也さんの場合は農業は、この職歴から見て全く経験がないという形なんですけれども、この理由以外に、ほかにもっと別の理由がありますか。

- 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

- 産業振興課長兼農業委員会事務局長（花田義徳） 議員の質疑にお答えします。

説明資料の6ページのほうに、農業委員会等に関する法律というのがあります。そこの抜粋された部分の中に、第8条の第6項、こちらのほうに農業関係庶務に関することに関し、利害関係を有しないものを含まなければなりませんという形で、利害関係のない方を選ばせてもらっております。以上です。

- 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

- 9番（安里重和） 現在、一心福祉会のほうに勤務されている方ですよね。農業委員会の会合とかがある場合には、彼は参加できますか。それを確認取っておきたいです。

- 議長（平良嗣男） 副村長。

- 副村長（島袋幸俊） これは自分でそのあたりをちゃんとできるということで応募していると思います。そういう意味で農業委員会の会合等には参加できるとこちらは捉えております。

さっきの質疑で利害関係という話があったんですが、農地のあつせんとか、そういうことで全員が農

業従事者であれば、その中にもしかして本人と関わりのあるものが出てくる可能性もあって、そのあたりで利害関係のないものを1名置くということになっておりますので、御理解いただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 先ほどの質疑と関連しますが、利害関係がないということの位置づけに、農地がないということも条件に入っておりますか。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（花田義徳） 委員の質疑にお答えします。

農地がないものという形でこちらは認識しております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております同意第2号から第6号の5件については、経済建設常任委員会に付託します。

---

#### ◎議案第38号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第8 議案第38号 北部広域市町村圏事務組合規約の一部変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第38号は、総務常任委員会に付託します。

---

#### ◎議案第39号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第9 議案第39号 大宜味村新型コロナウイルス感染症対策基金条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 基金の目的は感染症対策に関する財源に充てるということになっておりますが、具体的にどのような対策が想定されるのかお伺いします。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

このコロナウイルス基金の条例制定で、今後予想される、想定される事業というものも検討しています。といいますのも、このコロナ交付金の、臨時対応の交付金が今年度国のほうから配分されていて、その交付金の活用は全て今のものでは整わない場合と、また今後、今年度はこれで対応できましたというところが、実は次年度も対応していかなければいけないというものが起こってくると思います。というのは、経済回復をどういうふうにしていくか、今年これだけやったんですけれども、来年度ももっと人が動いてくる、観光業とか商工関係についてはさらに動いていかなければいけない状況が見込まれています。そういった事業で何らかの支援策ができないかというところで、今年度のまだ一次、二次の交付金が予想されているんですが、三次の交付金もこれから12月に向けて配分される予定で、それ

を全て12月に配分されるものが、その3か月間では事業が執行できないという可能性もありますので、まず基金条例を制定させていただいて、その配分額をどれだけ事業執行できるかと併せながら、次年度の観光業であったり、本当に大打撃を受けた観光業、商工業、経済の回復支援という形の事業に計画をしていきたいと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 一番、基金を設けると、どこから金を持ってきて積み立てるかということが非常に重要視されるんですが、今、話を聞くと大体、国からの地方創生臨時交付金とか、補正があった場合に3月まで使い切れないから基金に積み立てておこうというふうないきさつで基金を設けたというのが本来の趣旨というんですか、要因ですか。それとこれは国、県から基金に積み立てなさいという指導があったのか。そこら辺をお伺いします。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

先ほど話したように、今年度限りの交付金ではございます。その制度、国が制定した制度の中には基金を設けることができるような制度になっておりまして、やはりコロナの状況がこの年度で終息するという事はないですと。これから新しい生活様式とか、今後の経済回復というものはこれからも続いていきますよというものが想定されています。そういったところで基金を創設して、この条例の下のほうに、令和5年3月31日限りという基金の縛りもございますので、その中で経済回復であったりとか、例えば学校子どもたちへの支援とか、そういったものを考えながら対応を今後も継続してもらえるような条例を整備できますよというようなものになっていますので、我々が今計画している事業が、一次、二次の補正の中で対応しておりますけれども、12月の第三次の補正で配分があったもの、それを執行できるというところがなかなか時期的に難しいと思われまますので、基金条例を持っておくべきではないかと検討しているところです。

○ 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 令和5年3月31日で効力を失うというふうなことを、説明のときによく聞こえなかったものですから、ちょっと理解、不十分なんですけど、この令和5年3月31日までにはコロナが終息するというふうな判断ではない……、ちょっと待ってください。この令和5年3月31日と期限を定めたのは、村独自の判断なのか。それともそれ以外から何か指導とか、そういうのがあったのかお伺いします。

○ 議長（平良嗣男） 財務課長。

○ 財務課長（真喜志 亮） この令和5年3月31日限りで効力を失うということについては、国から示されている要綱なりで、事務連絡ですか、その中で令和4年度末までに基金を廃止することとなっていますので、それに基づいてこの条例の執行の部分を定めております。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 今の質疑の関連ですけれども、この条例の執行の件で、令和4年度までにこの事業が終わるとするのは、国から助成を受けたお金が、もし年度内に執行できなければ基金に積み立てて、その間、預金と同じような形で運用するというような解釈でよろしいでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 財務課長。

○ 財務課長（真喜志 亮） この基金の積み立てる要件として、きちんと事業名を確認しなければい

けないですね。ただ余ったから基金に積み立てるとかではなくて、やはり令和3年度以降も事業をやらなければいけないということをちゃんと明確に示した上で積み立てなければいけないということなので、その辺は理解いただければと思います。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 積み立てて、独自の裁量で、独自の事業ができるのか。それをお聞きしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

今ある財産形成基金とか、そういった基金とはちょっと意味合いが違います。そういったものはその年度年度の当初予算でこういったものの事業をしたいから、この基金に充てていいですかという伺いを立てながらやっていくものなんですけど、この基金につきましては、国の定める要綱と事務連絡の中でありまして、コロナウイルスの対応に資する事業というものを明確にした上で基金を幾ら積み立てますということをやります。その中で事業ができるものは決まってくるということになります。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第39号は、総務常任委員会に付託します。

---

#### ◎議案第40号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第10 議案第40号 大宜味村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第40号は、総務常任委員会に付託します。

---

#### ◎議案第41号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第11 議案第41号 大宜味村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第41号は、総務常任委員会に付託します。

---

#### ◎議案第42号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第12 議案第42号 債権の放棄についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） この債権の放棄について、放棄の理由が民法上の時効後、長年経過している債

権や所在不明等のため、回収不能債権であるためということでもあります。提案理由の中に、上記の債権を放棄したいため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出すると。この10号については、条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄することなんですが、この条例に特別の定めというのはどういうことなのか、ちょっとその辺を教えてくださいたいんですが。

○ 議長（平良嗣男） 財務課長。

○ 財務課長（真喜志 亮） 議員の質疑にお答えします。

この私債権に係る部分については、放棄に係る分について条例で定めておりませんので、それで債権の放棄をする場合については議会の承認が必要だということで、地方自治法第96条第1項第10号に基づいての提案となっております。

（「特別の定めがある場合を除くとあるんだが、今の言葉は除くことを言っているんだから、この除くことというのは、定めというのはどういうことがあるのかを聞いている」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 財務課長。

○ 財務課長（真喜志 亮） 全国各地で、各自治体のほうでは債権に関する条例を定めている自治体何か所かあります。その中で債権に関する放棄についても条例のほうで定めて、報告事項という形で定めている自治体が幾つかありまして、そういうことが、この条例で定めた場合については、先ほど議員がおっしゃった条例で定めるほかということに該当してくるのではないかと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） この債権の放棄について、村営住宅、簡易水道、給食費の3件が出されているわけですが、この放棄の理由が中身を見ると、村営住宅については時効消滅、あとは所在不明、生活保護、所在不明、本人死亡とかあるんですが、この所在不明と生活保護とか、本人死亡においては、この放棄についての意味が分かるんですが、この時効消滅については、水道料と給食費は全て時効消滅ということで書かれているんですが、ただこの消滅によってこれを提案しているのか、この3件ともこれは司法上の債権ということで、これは時効の援用が必要となってくるわけですね。これは時効が、ただこれが消滅したからといって確実に消滅したわけではないわけですね。これは本人からの時効の援用の申請がなければ、最終的な、完全な時効とは言わないというふうに民法上にも147条で時効の援用ということでうたわれているんですが、こういった時効の援用はされているのか。その辺をお聞きしたいんですが。

○ 議長（平良嗣男） 財務課長。

○ 財務課長（真喜志 亮） お答えします。

やはり議員おっしゃるとおり、消滅する際には時効の援用が必要ということは認識しております。ただ、今回提案させていただいている債権については、全部が援用しているかといえばそこはされていないのが実情です。されていない私債権についても今回も提案ということでさせていただいております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 時効の援用をされている方もいれば、全てがされていないということでもありますので、やっぱりこれは民法にもちゃんとうたわれているんですね。その辺はきちんとこういうのもや

られていればこの債権の放棄にも、別に問題ないと思うんですが、ぜひともこの辺はきちんとやってもらいたいと思います。あとこの村営住宅、簡易水道、給食費は、これ司法上の債権ということで、強制執行もできるわけですね、これはね。しかし、今まで見た目、聞いた目ではこういった強制執行という、こんな小さな村ではなかなか手もつけにくいと思うんですが、本当にこの徴収する意味で、そのぐらいまでやるという意味を見せて、ぜひ債権の放棄があまりないような方向で行くことを願って質疑を終わりたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。  
（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。  
ただいま議題となっています議案第42号は、総務常任委員会に付託します。

---

#### ◎議案第43号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第13 議案第43号 債権の放棄について（株式会社ブルーオーシャンズ）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
ただいま議題となっています議案第43号は、総務常任委員会に付託します。

---

#### ◎議案第44号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第14 議案第44号 令和元年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。  
したがって議案第44号については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

#### ◎議案第45号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第15 議案第45号 令和2年度大宜味村一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 歳入の18款、財政調整基金の取り崩し金、新庁舎整備事業費増によるというこ

とに関連して、歳出2款の委託料、新庁舎に関する単価及び敷地・配置計画決定に伴う業務増によるということで、これについて質疑いたします。あと歳入の21款村債の、新庁舎整備事業のこの3点ですね。

歳入は財政調整と村債でまかなって、歳出でこの795万8,000円をしているわけですが、これ当初に、当初出たものに対しての単価が違うということとあるんですが、もう少し詳しくお願いしたいと思えます。あと延べ面積の増ともあるんですが、当初計画とどこが違っているのか、この辺の説明をお願いしたいと思えます。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

今回の変更につきましては、新庁舎の2つ項目がありまして、新庁舎地質調査業務委託と新庁舎の実施設業務委託というものが当初予算で予定がございました。その中でまず一つ目の、地質調査業務委託の中では、もちろん人工単価が上がったことがまず一つ、人工賃が上がったことがまず一つの要因となっております。それと合わせて、また磁気探査をしていかなければいけないと。当初は磁気探査は必要ないというところで計上はしていなかったんですが、やはり今県内ではこういったものをやるときには常識だということの中でやっていくもので計上させていただきました。あとボーリング調査があるんですが、ボーリング調査の箇所数、あとはメーター延長数が増となっていて、元々当初予算時には、現庁舎というところの規模で考えられていました。といいますのも、場所がここということはある程度決めているんですが、どのような規模になるかというのがまだ決まっていなかったというところでは、現庁舎の計画で。例えばこの箇所数が2か所、延長が10メートル程度の延長もあって、それが約5倍必要だという、基本設計の中で予定されて、その必要数、必要量、必要額ということで計上させてもらっているものです。それと庁舎の実施設業務委託の増になりますけれども、こちら人工単価は増になるというふうになります。あと面積の増があります。当初考えられていた面積のほうでは、構想の中では2,700㎡を予定して、計画をしておりました。それで計算式としては、もともと国の示す㎡数、1人当たりの㎡数が35.3㎡掛ける人数分ということで、出しながら2,700㎡というものを outs させてもらっていたんですが、令和2年度に国の基準が、変更がありまして、40.8㎡というものが基準となっています。それは庁舎内に業務をしている職員の数を掛けて出したものでありますが、それにあと、議員数を掛けて350㎡が出されていきます。それを合わせて約3,000㎡必要だということで、その設計業務に関しては面積が基準となって積算されていきますので、それを掛けたものが、合わされたものが今回の増額の費用となります。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） このボーリング調査で何か磁気探査のあれが入っているということでありますが、これは当初、村民からアンケートでもらった1位、検討委員会でもらった評価の1位、結の浜にこれは要らないわけですね、この予算はね。あと前に出された移転費、仮設の事業費も要らないし、これも要らないわけですね。だからその辺の現庁舎の費用、例えば評価、住民の希望の結の浜の、希望の1位の結の浜に建てた場合と、現庁舎でかかる費用との、全体的なものを出されているのか、その辺、出されていれば後でもいいですので示してもらいたいと思えます。そしてこの新庁舎に関して、なぜここなのか。なぜ検討委員会で1位だった結の浜が駄目で、村民アンケートにも結の浜が多いのに、なぜ現時点で現庁舎に新築するのか。その辺を村民が分からないのがいっぱいあるわけですね。アンケートも、評価も、みんな今のところがいいということで思っているわけですね。全く分からないわけですね、



この評価とアンケートの結果が。これをぜひ来月の広報でもいいし、示してもらいたい。評価とですね。1位はどこだったか、2位はどこだったか、3位はどこだったか、4位どこだったか。この4番までの順位と村民アンケートの数、これは広報でぜひ示してもらいたいと思います。これで終わりたいんですが、答弁があればお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） 今の現庁舎と結の浜の比較ですね、そういったものは調整させていただいて、御提示できたらと思います。また、先ほど指摘のありました、村民がなかなか理解できていないのかもしれないというところで、村民説明会をした後とかは、広報等でも周知をさせてもらっていたと思いますが、やはり内容に不十分なところがあったかもしれませんので、再度周知できるようにしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第45号は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

#### ◎議案第46号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第16 議案第46号 令和2年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第46号は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

#### ◎議案第47号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第17 議案第47号 令和2年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第47号は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

○ 議長(平良嗣男) お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

---

#### ◎議案第48号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第18 議案第48号 令和2年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第48号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第48号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから議案第48号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号 令和2年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。  
したがって議案第48号は、可決されました。

---

◎議案第49号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長(平良嗣男) 日程第19 議案第49号 令和2年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
議案第49号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。  
したがって議案第49号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから議案第49号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから議案第49号 令和2年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。  
したがって議案第49号は、可決されました。

---

◎議案第50号の上程、説明、質疑、委員会付託

- 議長(平良嗣男) 日程第20 議案第50号 令和2年度大川川護岸改修工事(2工区)の請負契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

- 村長(宮城功光) 議案第50号 令和2年度大川川護岸改修工事(2工区)の請負契約について  
令和2年度大川川護岸改修工事(2工区)の請負契約について、下記のとおり契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和2年度大川川護岸改修工事(2工区)
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 金1億945万円

#### 4 契約の相手

住 所 大宜味村字喜如嘉580番地  
商 号 有限会社 新栄建設  
氏 名 代表取締役 山口 善則

令和2年9月15日提出  
大宜味村長 宮城功光

##### 提案理由

本件については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第6号）第2条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

内容につきましては、担当課長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

（新城 寛建設環境課長 登壇）

○ 建設環境課長（新城 寛） それでは議案第50号の工事概要のほうを私のほうから説明いたします。

先ほど村長が御説明いたしました議案第50号、事業名としては、ふるさと河川環境再生活用整備事業、継続事業でございます。

場所におきましては、大宜味村字喜如嘉地内。この2工区の先に今年また1工区のほうも発注しております。それについては、議会の議決を要しない工事でございます。

今回この2工区につきましては、人道橋、歩道橋がありますが、その歩道橋から上流部分に兩岸、右岸、左岸側の護岸延長L=190m、さらにパラペット延長、兩岸合計で184m、それと以前に発注して残り分、これは石保川橋の手前から浴川橋にかけての残りの工事が発注されております。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第50号は、経済建設常任委員会に付託します。

---

##### ◎認定第1号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第21 認定第1号 令和元年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） また認定についても、先ほど債権の放棄についてもやったんですが、また同じようなことでありますが、不納欠損額がですね、今年もまた294万5,981円不納欠損されているわけですが、この多くが固定資産税の滞納繰越分の265万700円となって、もうほとんどが固定資産税の滞納繰越分というふうになっているんですが、これは昨年も、これ質疑したんですけども、昨年のあれを見るとですね、意見書を見ると、昨年の話ですけど、478万円の不納欠損のうち334万1,500円が一企業の固定資産税分に当たりますということですが、去年もこの478万円のうち333万円は一企業の固定資

産税分に当たるということで、今年もこの295万円ですか、そのうちの265万円が固定資産税滞納繰越分となっているんですが、去年の一企業と、今年の固定資産税滞納繰越分はどうなっているか、その辺を詳しくお願いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午前10時48分）

---

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時59分）

---

○ 議長（平良嗣男） 財務課長。

○ 財務課長（真喜志 亮） 大城議員の御質疑にお答えします。

確かに昨年は不納欠損については一企業の分が大半を占めておりました。ただ今回、令和元年度の不納欠損については、ほぼ個人の分に対しての不納欠損となっております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 今回は、個人が多いということではありますが、1問目でちょっと言うのを忘れたのですが、この教育委員会の給食費、もう収入未済が現年度分は100%徴収されているんですが、滞納繰越分が170万円余りの未済があるんですが、その辺の徴収の方法についてはどうなっているのか。お伺いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長。

○ 教育課長（宮城 豊） お答えいたします。

議員指摘のとおり、現年分に関しては100%徴収しているんですが、滞納繰越分に関しては1円も取れていないというところで、徴収していないということではなくて、頑張っているんですけども、取れていないという状況は否めないと思います。ただ、しかし、先ほど提案させていただいた債権の放棄について、もう既に十数年前のもの、本当に言い方は悪いんですが、もうとりきってというか、所在不明、あとは生活困窮がありまして、滞納繰越分に関してはそのような結果になったんですけども、残りの部分、債権の放棄について以外の、また数件ですけれども、それについてはまた今後とも頑張って徴収していきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 税も、給食費も徴収するのは大変だと思いますが、この税の徴収の委員会もちゃんと規定の中にあるわけですから、税の徴収する本部設置要綱ということであるわけですが、これが本当に生かされているのか。去年、課長の中でも、この税の本部設置要綱会議を持っていると答弁もあったんですが、これはどのような方向でやられているのか。そこは税だけじゃなくて、給食費もみんな、この合同会議にもあるということを知っていますので、そこをしっかりとですね、要綱もちゃんとあるし、また収納率向上対策班設置要綱もあることだし、あることはそれも十分生かしてやってもらいたいと思いますので、こういった会議の記録もあるかと思うんですけど、本当にそこはきちんともう少し税収のアップに頑張ってもらいたいと思います。

あと、この不納欠損を見ると、地方自治法236条や地方税法18条、第15条の7に基づいて時効消滅ということで、大体こうして書かれているわけですね、簡単に。実際中身はどうか。まあ、期待から

言えば、これで該当するんですけれども、もう少し本当に中身の入ったこの説明があれば、じゃあこの人はこうだから全く取れないとか分かるわけですけれども、ただこの不納欠損の5年間の消滅時効に沿って不納欠損しましたということでは本当は納得いかないわけですよ。本当に村民が納得いくような方向で今後税の徴収に頑張ってもらいたいと思いますが、最後に何か答弁ありましたらお聞きしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 財務課長。

○ 財務課長（真喜志 亮） お答えします。

まず、議員のほうからもありましたとおり、村税等の収納率向上対策本部、あるいは班会議というのが要綱で定められておまして、本部会議のほうも昨年、また今年度も開催して、やはり前年度の徴収実績に基づいての分析であったり、また当該年度の目標設定であったりということは、全課でもらっているところ、この本部会議の中で行っておまして、今回、班会議については、今回提案させていただいている債権の放棄について議題として上げさせていただいて、その中で債権の放棄をするということになりました、本部会議のほうで決定して今回の提案となっております。やはりその班会議の中でも、今後徴収の広報であったり、その辺を共有する意味でも、この班会議の中で勉強会を持つなり、調査研究を行ったりできますので、その辺は積極的に行っていきたいと思っております。また不納欠損については、消滅時効というのは極力減らしていきたいというのは私たちの考えでもあります。調査をした上で、きちんと執行停止なり、15条のほうで落としていく方向性を持っていきたいというふうに考えております。やはり固定資産については試算がありまして、どうしても執行停止ができないということもありますので、固定資産については実態調査とか積極的に行って、滞納を減らして、極力不納欠損をしないような方向で頑張っていきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって認定第1号については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

#### ◎認定第2号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第22 認定第2号 令和元年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること

にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって認定第2号については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

◎認定第3号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(平良嗣男) 日程第23 認定第3号 令和元年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること  
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって認定第3号については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

◎認定第4号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(平良嗣男) 日程第24 認定第4号 令和元年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること  
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって認定第4号については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

◎認定第5号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(平良嗣男) 日程第25 認定第5号 令和元年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること  
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって認定第5号については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託  
して審査することに決定しました。

---

#### ◎認定第6号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(平良嗣男) 日程第26 認定第6号 令和元年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定につ  
いてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること  
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって認定第6号については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託  
して審査することに決定しました。

---

○ 議長(平良嗣男) お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につ  
いては、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって決算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定し  
ました。

---

○ 議長(平良嗣男) 休憩します。

(午前11時11分)

---

○ 議長(平良嗣男) 休憩前に引き続き会議を開きます。



(午前11時18分)

---

◎諸般の報告

○ 議長（平良嗣男） これから諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

予算審査特別委員会委員長に宮城良治議員、副委員長に友寄景善議員、決算審査特別委員会委員長に大山美佐子議員、副委員長に大城邦彦議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

---

◎散会の宣告

○ 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変お疲れさまでした。

(午前11時19分)

## 令和2年第6回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 令和2年9月23日

### 1. 開議、閉会の日時

開 議 (令和2年9月23日 午後2時00分)

閉 会 (令和2年9月23日 午後3時25分)

### 2. 出席議員 (9名)

1 番議員 大 城 佐 一

7 番議員 宮 城 貢

2 番議員 宮 城 良 治

8 番議員 吉 浜 覚

4 番議員 友 寄 景 善

9 番議員 安 里 重 和

5 番議員 大 山 美佐子

10番議員 平 良 嗣 男

6 番議員 大 城 邦 彦

### 3. 欠席議員 (1名)

3 番議員 仲井間 宗 利

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

### 5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 任 前 田 望

6. 議事日程（第4号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案第37号	大宜味村農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を少なくとも4分の1とすることについて	委員長報告 質疑～表決
2	同意第2号	農業委員会委員の任命について	委員長報告 質疑～表決
3	同意第3号	農業委員会委員の任命について	委員長報告 質疑～表決
4	同意第4号	農業委員会委員の任命について	委員長報告 質疑～表決
5	同意第5号	農業委員会委員の任命について	委員長報告 質疑～表決
6	同意第6号	農業委員会委員の任命について	委員長報告 質疑～表決
7	議案第50号	令和2年度大川川護岸改修工事（2工区）の請負契約について	委員長報告 質疑～表決
8	議案第38号	北部広域市町村圏事務組合格約の一部変更について	委員長報告 質疑～表決
9	議案第39号	大宜味村新型コロナウイルス感染症対策基金条例	委員長報告 質疑～表決
10	議案第40号	大宜味村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
11	議案第41号	大宜味村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
12	議案第42号	債権の放棄について	委員長報告 質疑～表決
13	議案第43号	債権の放棄について（株式会社ブルーオーシャンズ）	委員長報告 質疑～表決
14	議案第45号	令和2年度大宜味村一般会計補正予算（第4号）	委員長報告 質疑～表決
15	議案第46号	令和2年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	委員長報告 質疑～表決
16	議案第47号	令和2年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	委員長報告 質疑～表決
17	議案第44号	令和元年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	委員長報告 質疑～表決
18	認定第1号	令和元年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
19	認定第2号	令和元年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決

日程番号	事件番号	件名	摘要
20	認定 第 3 号	令和元年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
21	認定 第 4 号	令和元年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
22	認定 第 5 号	令和元年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
23	認定 第 6 号	令和元年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定について	委員長報告 質疑～表決
24	請願 第 1 号	過度な競争になっている「学力推進運動」を改め、子どもたちに豊かな教育を求める請願	委員長報告 質疑～表決
25	請願 第 2 号	学校教職員の労働環境の改善を求める請願	委員長報告 質疑～表決
26	請願 第 3 号	学校における「集団フッ化物洗口」を導入しないことを求める請願	委員長報告 質疑～表決
27	請願 第 4 号	「1年単位の変形労働時間制」を導入しないことを求める請願	委員長報告 質疑～表決
28	請願 第 5 号	義務教育費国庫負担制度に関する請願	委員長報告 質疑～表決
29	意見 第 5 号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書	提案説明 付託省略

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） こんにちは。  
これから本日の会議を開きます。

（午後 2時00分）

◎議案第37号、同意第2号～同意第6号、議案第50号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第1 議案第37号 大宜味村農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を少なくとも4分の1とすることについて、日程第2 同意第2号 農業委員会委員の任命について、日程第3 同意第3号 農業委員会委員の任命について、日程第4 同意第4号 農業委員会委員の任命について、日程第5 同意第5号 農業委員会委員の任命について、日程第6 同意第6号 農業委員会委員の任命について及び日程第7 議案第50号 令和2年度大川川護岸改修工事（2工区）の請負契約についての7件についてを一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

大 議 第 149 号

令和2年9月23日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

経済建設常任委員会

委員長 宮 城 貢

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第37号	大宜味村農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を少なくとも4分の1とすることについて	原案可決 全会一致
同意第2号	農業委員会委員の任命について	同 意 全会一致
同意第3号	農業委員会委員の任命について	同 意 全会一致
同意第4号	農業委員会委員の任命について	同 意 全会一致

事件の番号	件名	審査の結果
同意第5号	農業委員会委員の任命について	同意 全会一致
同意第6号	農業委員会委員の任命について	同意 全会一致
議案第50号	令和2年度大川川護岸改修工事（2工区）の請負契約について	可決 全会一致

（宮城 貢経済建設常任委員会委員長 登壇）

○ 経済建設常任委員会委員長（宮城 貢） ただいま議題となりました議案第37号、議案第50号及び同意第2号から同意第6号までの5件、合わせて7件について、経済建設常任委員会における審査の経過及び結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長、建設環境課長及び産業振興課長兼農業委員会事務局長の出席を求め、9月15日午後1時30分から審査予定を2時間繰り上げて午前11時30分から審査をいたしました。

はじめに、議案第37号 大宜味村農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を少なくとも4分の1とすることについて報告いたします。

認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合において、農業委員会等に関する法律第8条第5項ただし書及び農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2項の規定を適用するもので、今回の議会の議決を得る必要があるため提案となっております。

次に議案第50号 令和2年度大川川護岸改修工事（2工区）の請負契約について報告いたします。

大宜味村謝名城・喜如嘉地区の魅力ある村づくりとリンクさせた地域の活性化が図られる施設として、河川敷の空間の有効活用、治水安全度の向上や河川全体の自然環境再生を視野に、大川川とその周辺整備する目的であります。

工事名、令和2年度大川川護岸改修工事（2工区）、工事場所、大宜味村字喜如嘉地内。

工事概要は護岸延長（両岸合計）L=190m、パラペット延長（両岸合計）L=184mとなっており、請負金額1億945万円、契約相手は有限会社新栄建設で、履行期限は令和3年2月26日までとなっております。

次に同意第2号から同意第6号の5件は、農業委員会委員の任命について報告いたします。

同意第2号の山内典貴氏と同意第3号の松本政隆氏の2名は、議案第37号で説明させていただいた認定農業者で議会の同意を得てですが、割合を少なくとも4分の1にする必要があります。

同意第4号の宮城丈也氏は法第8条第6項に規定する中立的立場にある者で、含まれるようにしなければなりません。

同意第5号の眞喜志条治氏と同意第6号の大城武氏については、地域性を考慮してとの説明でありました。

議案第37号、議案第50号及び同意第2号から同意第6号の5件、合わせて7件について、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

- 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。  
これから議案第37号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
(発言する者なし)
- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから議案第37号について討論を行います。討論ありませんか。  
(発言する者なし)
- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから議案第37号 大宜味村農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を少なくとも4分の1とすることについてを採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。  
(起立全員)
- 議長（平良嗣男） 起立全員です。  
したがって議案第37号は、委員長の報告のとおり可決されました。  
これから同意第2号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
(発言する者なし)
- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから同意第2号について討論を行います。討論ありませんか。  
(発言する者なし)
- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから同意第2号 農業委員会委員の任命についてを採決します。  
本件に対する委員長の報告は同意です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。  
(起立全員)
- 議長（平良嗣男） 起立全員です。  
したがって同意第2号は、委員長の報告のとおり同意することに決定されました。  
これから同意第3号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
(発言する者なし)
- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから同意第3号について討論を行います。討論ありませんか。  
(発言する者なし)
- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから同意第3号 農業委員会委員の任命についてを採決します。  
本件に対する委員長の報告は同意です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。  
(起立全員)
- 議長（平良嗣男） 起立全員です。  
したがって同意第3号は、委員長の報告のとおり同意することに決定されました。

これから同意第4号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから同意第4号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第4号 農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は同意です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって同意第4号は、委員長の報告のとおり同意することに決定されました。

これから同意第5号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから同意第5号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第5号 農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は同意です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって同意第5号は、委員長の報告のとおり同意することに決定されました。

これから同意第6号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから同意第6号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第6号 農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は同意です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって同意第6号は、委員長の報告のとおり同意することに決定されました。

これから議案第50号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)



○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第50号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号 令和2年度大川川護岸改修工事（2工区）の請負契約についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第50号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### ◎議案第38号～議案第43号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第8 議案第38号 北部広域市町村圏事務組合規約の一部変更について、  
日程第9 議案第39号 大宜味村新型コロナウイルス感染症対策基金条例、日程第10 議案第40号 大宜味村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例、日程第11 議案第41号 大宜味村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、日程第12 議案第42号 債権の放棄について及び日程第13 議案第43号 債権の放棄について（株式会社ブルーオーシャンズ）の6件について一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大 議 第 150 号

令和2年9月23日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

総務常任委員会

委員長 安 里 重 和

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第38号	北部広域市町村圏事務組合規約の一部変更について	原案可決 全会一致
議案第39号	大宜味村新型コロナウイルス感染症対策基金条例	原案可決 全会一致

事件の番号	件名	審査の結果
議案第40号	大宜味村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第41号	大宜味村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第42号	債権の放棄について	原案可決 賛成多数
議案第43号	債権の放棄について（株式会社ブルーオーシャンズ）	原案可決 賛成多数

（安里重和総務常任委員会委員長 登壇）

○ 総務常任委員会委員長（安里重和） ただいま議題となりました議案第38号から議案第43号までの6件について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について、一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長、企画観光課長兼プロジェクト推進室長、財務課長、住民福祉課長、建設環境課長及び教育課長の出席を求め、9月16日午前10時から審査を行いました。

議案第38号 北部広域市町村圏事務組合理約の一部変更について説明いたします。

新たに実施する北部振興事業に要する経費の支弁方法について定める必要があるため、地方自治法第286条第2項の規定に基づき、北部広域市町村圏事務組合理約を変更することについて協議するため、地方自治法第290条の規定により、一部変更の必要があるためであります。

内容は、第12条第5項中「第15号」を「に規定する事務に係る経費」に、「負担割合は」を「負担割合を新たに定める必要がある場合は」に改めることとなっており、附則でこの規約は、組合を組織する市町村の協議の整った日から施行となっております。

次に議案第39号 大宜味村新型コロナウイルス感染症対策基金条例について説明いたします。

新型コロナウイルス感染症対策に関する経費の財源を充てるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症対策に関する経費に充てるため設置するものであります。

内容といたしましては、条例は第1条から第7条まであり、施行期日は公布の日からとなっております。なお、附則の2項においては令和5年3月31日をこの条例の失効期日となっております。

次に議案第40号 大宜味村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

沖縄県母子及び父子家庭等医療助成事業実施要綱の一部改正に伴い、大宜味村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する必要があるためであります。

内容は、第4条第1項第1号中「1月から6月」を「1月から10月」に改める。第6条第1項中「8月1日から翌年の7月31日」を「11月1日から翌年の10月31日」に改め、同項ただし書中「7月31日」を「10月31日」に改めることとなっており、附則において、この条例は公布の日から施行し、令和2年7月1日から適用するとなっております。

次に議案第41号 大宜味村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

民法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例を整備する必要があるためであります。

内容は、第10条第1項第1号及び第3項中「保証人」を「連帯保証人」に改める。附則において、この条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するとなっております。

次に議案第42号 債権の放棄について説明いたします。

下記の債権を放棄したいため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決が必要なためであります。

債権の放棄内容は、1 放棄する債権、公営住宅使用料、簡易水道使用料、給食費徴収金。2 放棄する債権額等、(1) 件数348件、(2) 債権額3,422,571円。3 放棄の理由、民法上の時効後長年経過している債権や所在不明等のため回収不能債権であるためであります。

次に議案第43号 債権の放棄について(株式会社ブルーオーシャンズ)を説明いたします。

下記の債権を放棄したいため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決が必要なためであります。

債権の放棄の内容は、1 放棄する債権、(1) 一般会計大宜味村企業支援賃貸工場使用料844,400円、企業支援施設明渡損害金5,992,400円。(2) 大宜味村簡易水道事業特別会計簡易水道使用料4,113円。

(3) 大宜味村公共下水道事業特別会計公共下水道使用料3,812円。(4) 大宜味村工業用水道事業特別会計、工業用水道使用料96,800円、消火ポンプ施設管理費26,264円、消火ポンプ施設管理費損害金196,980円。2 債務者大宜味村企業支援賃貸工場A棟1号室入居者、契約期間(平成25年5月13日から平成29年3月14日)株式会社ブルーオーシャンズ、沖縄県国頭郡大宜味村字塩屋1306-71。3 放棄する債権額7,164,369円。4 放棄の理由、債務者が平成29年3月退去後、会社としての実態が無く、債権を回収できる見込みがないためであります。

議案第43号の質疑の概要を説明します。ブルーオーシャンズの企業選定について甘かったのではないかと、こういう想定も考えながらやるべきだったと思います。それからこの件と、債務保証、連帯保証人というのか、なぜとらなかったのかと。当然そういう事例も想定して極力、行政の負担がかからないようにやるのが当たり前だと思いますとの質疑に対し、甘かったといえば甘かったと結果上言わざるを得ないのかと思います。ただし、その当時、選定委員会をさせていただいて、やはりこの企業が有効だということで判断しました。その結果的に残念な結果になり、たいへん村民の皆さまには申し訳ないと思います。今後は、契約行為の中で保証人制度ということがなかったというが応募の時になかったことは反省し、今後はもしそういったことの募集がある場合には、改正をしながら、その制度を設けながら取り組んでいきたいとの答弁でした。

議案第38号から議案第41号までの4件について、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定し、議案第42号及び議案第43号についての2件については賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長(平良嗣男) 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第38号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第38号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号 北部広域市町村圏事務組合規約の一部変更についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第38号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第39号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第39号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号 大宜味村新型コロナウイルス感染症対策基金条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第39号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第40号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第40号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号 大宜味村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第40号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第41号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第41号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号 大宜味村営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第41号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第42号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第42号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号 債権の放棄についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第42号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第43号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第43号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号 債権の放棄について（株式会社ブルーオーシャンズ）を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

○ 議長（平良嗣男） 起立多数です。

したがって議案第43号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第45号～議案第47号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第14 議案第45号 令和2年度大宜味村一般会計補正予算（第4号）、日程第15 議案第46号 令和2年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）及び日程第16 議案第47号 令和2年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の3件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大議第151号

令和2年9月23日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

予算審査特別委員会

委員長 宮城良治

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第45号	令和2年度大宜味村一般会計補正予算（第4号）	原案可決 全会一致
議案第46号	令和2年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決 全会一致
議案第47号	令和2年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決 全会一致

（宮城良治予算審査特別委員会委員長 登壇）

○ 予算審査特別委員会委員長（宮城良治） ただいま議題となりました議案第45号から議案第47号までの3件について、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長及び関係課長等の出席を求め、9月16日午後1時30分から審査を行いました。

議案第45号 令和2年度大宜味村一般会計補正予算（第4号）の主な内容は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付事業及び予備費による補正で、333,673千円の増額補正であります。

次に、議案第46号 令和2年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の主な内容は、保険給付費交付金償還金及び予備費による補正で、43,511千円の増額補正であります。

次に、議案第47号 令和2年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の主な内容は、簡易水道一般管理費の修繕費及び単独事業委託料による補正で、6,519千円の増額補正であります。

議案第45号から議案第47号の3件について、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第45号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから議案第45号について討論を行います。討論ありませんか。  
(発言する者なし)
- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから議案第45号 令和2年度大宜味村一般会計補正予算（第4号）を採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。  
(起立全員)
- 議長（平良嗣男） 起立全員です。  
したがって議案第45号は、委員長の報告のとおり可決されました。  
これから議案第46号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
(発言する者なし)
- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから議案第46号について討論を行います。討論ありませんか。  
(発言する者なし)
- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから議案第46号 令和2年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。  
(起立全員)
- 議長（平良嗣男） 起立全員です。  
したがって議案第46号は、委員長の報告のとおり可決されました。  
これから議案第47号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。  
(発言する者なし)
- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
これから議案第47号について討論を行います。討論ありませんか。  
(発言する者なし)
- 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから議案第47号 令和2年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。  
(起立全員)
- 議長（平良嗣男） 起立全員です。  
したがって議案第47号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎議案第44号、認定第1号～認定第6号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第17 議案第44号 令和元年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、日程第18 認定第1号 令和元年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について、

日程第19 認定第2号 令和元年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第20 認定第3号 令和元年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第21 認定第4号 令和元年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第22 認定第5号 令和元年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について及び日程第23 認定第6号 令和元年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定についての7件について、一括して議題とします。一括して委員長の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長。

大議第152号  
令和2年9月23日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

決算審査特別委員会  
委員長 大 山 美佐子

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第44号	令和元年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	可 決 全会一致
認定第1号	令和元年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	認 定 賛成多数
認定第2号	令和元年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	認 定 全会一致
認定第3号	令和元年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認 定 全会一致
認定第4号	令和元年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認 定 全会一致
認定第5号	令和元年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	認 定 全会一致
認定第6号	令和元年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定について	認 定 全会一致

(大山美佐子決算審査特別委員会委員長 登壇)

○ 決算審査特別委員会委員長(大山美佐子) ただいま議題となりました議案第44号及び認定第1号から認定第6号までの7件について、決算審査特別委員会における審査の経過と結果を一括して報告いたします。



本委員会におきましては、9月17日、18日の2日間にわたり説明員として副村長及び関係課長等の出席を求め、予算執行が議決の趣旨に沿って適正に合理的かつ効率的に運営され、所期の目的を十分に達成しているか、剰余金の処分が適正であるかを審査いたしました。また、質疑においては村長出席のもと審査を行いました。

議案第44号 令和元年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、平成25年度から開始された公営企業会計によるもので認定第6号に関連することから本委員会に付託されたものであります。質疑、討論はなく全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

認定第1号 令和元年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定については、質疑、討論はなく賛成多数をもって可決すべきものと決定しました。

認定第2号 令和元年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑の内容について説明します。

国民健康保険税の不納欠損額が113万8,700円で、160件となっておりますが、地方税法第18条の1失効停止中の時効成立とされているが、その中の160件の内の何件が時効成立、執行停止中なのか、また税徴収というものは税徴収率アップのためにも頑張ってお支払いして頂き、執行停止時効を成立するためにも民法147条に時効の成立と関連して、請求書や仮差し押さえすれば停止となることから、同じ村民が同じように税金を納めて同じような不公平にならないような業務執行をして頂きたいとの質疑に対し、地方税法第18条の1の執行停止中の時効成立については、160件中の68件が該当しております。不納欠損というのはなるべく行わないのが良いと思うので、不公平なことが起こらないように適正に税の徴収も行いながら、なるべく不納欠損がないように取り組んでいきたいとの答弁でした。なお、討論はありませんでした。

認定第3号 令和元年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和元年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和元年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

及び、

認定第6号 令和元年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定については、いずれも質疑、討論はありませんでした。

認定第1号は賛成多数をもって認定すべきものと決定しました。

認定第2号～認定第6号の5件について全会一致をもって認定すべきものと決定しました。

以上、委員会における審査の結果を申し上げますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。報告を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第44号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第44号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号 令和元年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採

決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第44号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから認定第1号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第1号について討論を行います。討論ありませんか。まず、原案に反対者の発言を許します。8番 吉浜 覚議員。

(8番 吉浜 覚議員 登壇)

○ 8番(吉浜 覚) 認定第1号 令和元年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

認定第1号の令和元年度大宜味村一般会計・特別会計決算審査意見書の審査意見には、予算執行はその目的に沿っておおむね執行されており、それぞれ事務事業は厳しい財政状況の中にもかかわらず、積極的な財政運営がなされ、予算執行の面でも効率的な執行の努力がなされてほぼ所期の成果を収めているものと認めた。また、農林水産施設災害復旧費の工事請負費が歳出決算として570万3,000円が繰り越されています。村の説明によると、災害復旧工事繰越契約の内訳は、津波地区農道災害復旧工事237万500円と大兼久林道災害復旧工事309万1,000円を示し執行しております。しかし、津波地区農道や大兼久林道の崩壊は同一台風の影響で、農林水産施設災害復旧費の工事請負費で対応することになっているのに、当該事業の関連歳入決算は、村債の農地農林施設災害復旧事業債130万円予算に対して、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額とも0円に、災害復旧県補助金150万円の予算に対して、調定額、収入未済額ともに241万4,000円になっていますが、全てが林道災害復旧事業だとの説明がありました。農道災害復旧工事に対しては、公的助成制度の財政運用もなく厳しい財政状況の中にもかかわらず、積極的な財政運営がなされていると認められるものではありません。津波地区農道災害復旧工事の対象地の津波山では、林地開発による草地造成工事が沖縄県から許可や沖縄県赤土等防止条例による通知を受けた開発業者が工事を展開しております。開発行為によって土砂崩落があり、下流河川に土砂流出により、農業用水利組合の取水施設が現在も埋まったままで、農業経営に支障をきたしています。沖縄県は開発業者に対して開発行為は許可条件に違反するもので誠に遺憾であり、直ちに作業行為を中止し、防災対策を行ってください。なお、違反開発行為により、当該森林の周辺地域において土砂の流出、または崩壊、そのほかの災害を発生させる懸念があることから、早急に林地開発の許可基準に沿った復旧を行う必要があると行政指導している場所である津波地区農道の法面が指導中の台風襲来時に崩落しています。

つきましては、沖縄県が行政指導している場所において台風襲来時の農道法面崩落の原因も曖昧であり、村単独予算で農道災害復旧工事に充てることは財政運営上あってはならない。村行政運営の杜撰さを認めるわけにはいきません。どうか、本認定に対して各議員の反対を求め、討論といたします。

○ 議長(平良嗣男) 次に原案に賛成者の発言を許します。1番 大城佐一議員。

(1番 大城佐一議員 登壇)

○ 1番(大城佐一) まず、賛成討論を始める前に、先ほどの反対討論者は、これは一般会計歳入歳出の決算認定でありまして、特別会計の話は別の話でありますので、よく調べてから討論してください。

認定第1号 令和元年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について、私は賛成の立場で討論を行います。

認定第1号は、村税等に不納欠損処分があり、残念ではあるが、関係法令により適正に処理されており、今後の税徴収・処分には万全策を講じてほしい。しかし、税の徴収に関しては、平成30年度市町村税決算資料を見ても、大宜味村は現年度分99.4%で、県内41市町村中、与那原町と同率第3位の徴収率となっております。現年度分と滞納繰越分の合計徴収率も97.6%で、県内第10位となっている。また、令和元年度の徴収率も98.0%で、対前年比0.4%の増となっており、職員の努力の形跡もうかがえます。事業に関する執行率も全体で92.1%であり、令和元年度の主要な施策の成果として北部連携促進特別振興事業のやんばるの森ビジターセンター整備事業1億6,320万2,000円、沖縄振興特別推進市町村交付金事業の幼保連携型総合施設整備事業(認定こども園)の5億7,815万3,000円と、合計27件で29億4,835万9,000円の主要な施策の成果の実績もあります。これも村長をはじめ、教育長、副村長、課長、職員一同が一致団結頑張った事業遂行実績と思います。また、報告第11号によると、令和元年度決算に基づく健全化判断比率を見ても、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標はいずれも早期健全化基準以下であり、財政運営にも問題が見当たりません。以上のことから、反対に対する原因がありません。

よって議員各位の御理解と賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げ、賛成の討論といたします。

○ 議長(平良嗣男) ほかに討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号 令和元年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○ 議長(平良嗣男) 起立多数です。

したがって認定第1号は、認定することに決定しました。

これから認定第2号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第2号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号 令和元年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって認定第2号は、認定することに決定しました。

これから認定第3号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第3号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号 令和元年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって認定第3号は、認定することに決定しました。

これから認定第4号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第4号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号 令和元年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって認定第4号は、認定することに決定しました。

これから認定第5号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第5号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号 令和元年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の

方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって認定第5号は、認定することに決定しました。

これから認定第6号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第6号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第6号 令和元年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって認定第6号は、認定することに決定しました。

---

#### ◎請願第1号～請願第5号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第24 請願第1号 過度な競争になっている「学力推進運動」を改め、子どもたちに豊かな教育を求める請願、日程第25 請願第2号 学校教職員の労働環境の改善を求める請願、日程第26 請願第3号 学校における「集団フッ化物洗口」を導入しないことを求める請願、日程第27 請願第4号 「1年単位の変形労働時間制」を導入しないことを求める請願及び日程第28 請願第5号 義務教育費国庫負担制度に関する請願の5件について一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大議第153号

令和2年9月23日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

総務常任委員会

委員長 安里重和

#### 請願審査報告書

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

受理 番号	付 託 年月日	件 名	審査の 結 果	委員会の意見	措 置
1	令和2年 9月11日	過度な競争になっている「学力推進運動」を改め、子どもたちに豊かな教育を求める請願	不採択	—	
2	令和2年 9月11日	学校教職員の労働環境の改善を求める請願	不採択	—	
3	令和2年 9月11日	学校における「集団フック洗口」を導入しないことを求める請願	不採択	—	
4	令和2年 9月11日	「1年単位の变形労働時間制」を導入しないことを求める請願	不採択	—	
5	令和2年 9月11日	義務教育費国庫負担制度に関する請願	不採択	—	

(安里重和総務常任委員会委員長 登壇)

○ 総務常任委員会委員長(安里重和) ただいま議題となりました請願第1号～請願第5号の5件について、9月16日午前10時20分から審査を行った結果、お手元に配布しております審査報告書のとおり、5件とも賛成少数をもって不採択すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長(平良嗣男) 以上で委員長の報告を終わります。

これから請願第1号 過度な競争になっている「学力推進運動」を改め、子どもたちに豊かな教育を求める請願の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから請願第1号について討論を行います。討論ありませんか。まず、原案に反対者の発言を許します。2番 宮城良治議員。

(2番 宮城良治議員 登壇)

○ 2番(宮城良治) 本請願に対しまして、反対の立場で討論を行います。

まず初めに、本請願書は、大宜味村議会にのみ提出されております。請願の内容につきましては、本村の関係機関にも聞き取りをしたところ、村内においては特に問題はないとお話でした。しかし、紹介議員は、大宜味小学校、中学校の状況を把握していないにもかかわらず、本請願書をなぜ大宜味村議会にのみ提出したのかが分かりません。村民に大宜味小学校、中学校ではこのような問題があるのかという、誤解や混乱を招く可能性もあるため、不採択という判断をいたしました。

以上、本請願に対しましての反対討論といたします。

○ 議長(平良嗣男) 次に原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) これで討論を終わります。

これから請願第1号 過度な競争になっている「学力推進運動」を改め、子どもたちに豊かな教育を求める請願を採決します。

本請願に対する委員長の報告は不採択です。本請願は、採択することに賛成の方は起立を願います。

(起立少数)

○ 議長(平良嗣男) 起立少数です。

したがって請願第1号は、採択しないことに決定しました。

これから請願第2号 学校教職員の労働環境の改善を求める請願の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから請願第2号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから請願第2号 学校教職員の労働環境の改善を求める請願を採決します。

本請願に対する委員長の報告は不採択です。本請願は、採択することに賛成の方は起立を願います。

(起立少数)

○ 議長(平良嗣男) 起立少数です。

したがって請願第2号は、採択しないことに決定しました。

これから請願第3号 学校における「集団フッ化物洗口」を導入しないことを求める請願の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから請願第3号について討論を行います。討論ありませんか。まず、原案に反対者の発言を許します。9番 安里重和議員。

(9番 安里重和議員 登壇)

○ 9番(安里重和) 沖教組頭支部より提出された学校における集団フッ化物洗口を導入しないことを求める請願について、反対の立場で討論を行います。

まず、記載事項の幼稚園、小学校、中学校における校内での集団によるフッ化物洗口を行わないこととありますが、調査した結果、私たち大宜味村のこども園や小中学校では導入していません。フッ化物は劇薬とも書かれていますが、確かに毒かも分かりませんが、フッ化物は毎日のように私たちが飲んでいる飲料水やお茶などにも含まれています。また、普段体調不良などで服用しているほかの薬も多量に摂取したら全て毒です。フッ化物洗口は、WHO世界保健機関、厚生労働省、保健所、歯科医師会なども推奨しています。厚生労働省のフッ化物洗口ガイドラインでは、フッ化物応用によるう蝕の予防の有効性と安全性は既に国内外の多くの研究により示されており、口腔保健向上のためフッ化物の応用は重要な役割を果たしていると書かれています。また、日本口腔衛生学会の政策声明、う蝕のない社会の実現に向けて、う蝕減少に対する影響度に対して、かつて全国で最も普及が進んでいた新潟県では、県レベルでのう蝕減少が報告されている。また、現在最も普及が進み、ほとんどの園、学校でフッ化物洗口が実施されている佐賀県では、県全体の12歳児DMF Tの急激な改善が認められる。フッ化物利用は、

数あるう蝕予防法の中で最も幅広い効果が期待できるものであり、う蝕のない社会を実現するためには不可欠の予防対策であるとも書かれています。虫歯は病気です。病気を取るのか、健康を取るのか、この請願文書では市民を惑わし、不安を与えるような思いがあります。

本請願に対し、各議員の反対を求め討論を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 次に原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで討論を終わります。

これから請願第3号 学校における「集団フッ化物洗口」を導入しないことを求める請願を採決します。

本請願に対する委員長の報告は不採択です。本請願は、採択することに賛成の方は起立を願います。

（起立少数）

○ 議長（平良嗣男） 起立少数です。

したがって請願第3号は、採択しないことに決定しました。

これから請願第4号 「1年単位の变形労働時間制」を導入しないことを求める請願の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから請願第4号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから請願第4号 「1年単位の变形労働時間制」を導入しないことを求める請願を採決します。

本請願に対する委員長の報告は不採択です。本請願は、採択することに賛成の方は起立を願います。

（起立少数）

○ 議長（平良嗣男） 起立少数です。

したがって請願第4号は、採択しないことに決定しました。

これから請願第5号 義務教育費国庫負担制度に関する請願の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから請願第5号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから請願第5号 義務教育費国庫負担制度に関する請願を採決します。

本請願に対する委員長の報告は不採択です。本請願は、採択することに賛成の方は起立を願います。

（起立少数）

○ 議長（平良嗣男） 起立少数です。

したがって請願第5号は、採択しないことに決定しました。



◎意見案第5号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第29 全員発議により提出されました意見案第5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。6番 大城邦彦議員。

（6番 大城邦彦議員 登壇）

○ 6番（大城邦彦） 意見案第5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年9月23日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 大城邦彦 吉浜 覚 宮城 貢 大山美佐子 友寄景善 宮城良治 大城佐一

賛成者 安里重和

提案理由 地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想されるため。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し  
地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3、令和2年度地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5、特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到

来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月23日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

宛先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣  
以上です。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第5号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって意見案第5号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第5号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を採決します。

原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって意見案第5号は、原案のとおり可決されました。

---

○ 議長（平良嗣男） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

---

#### ◎閉会の宣告

○ 議長（平良嗣男） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第6回大宜味村議会定例会を閉会します。

大変ありがとうございました。お疲れさまでした。

(午後 3時25分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

議会副議長

署名議員

署名議員